

基本政策 Ⅰ

安全で快適に暮らすまちづくり

市民の日々の生活は、個人の生命や財産などの安全が保障されることを基礎として成り立っています。近年こうした安全が脅かされるような出来事が増加していることから、市民の身近な暮らしの安全を確保するとともに、防災体制を強化し災害に強いまちづくりを推進します。

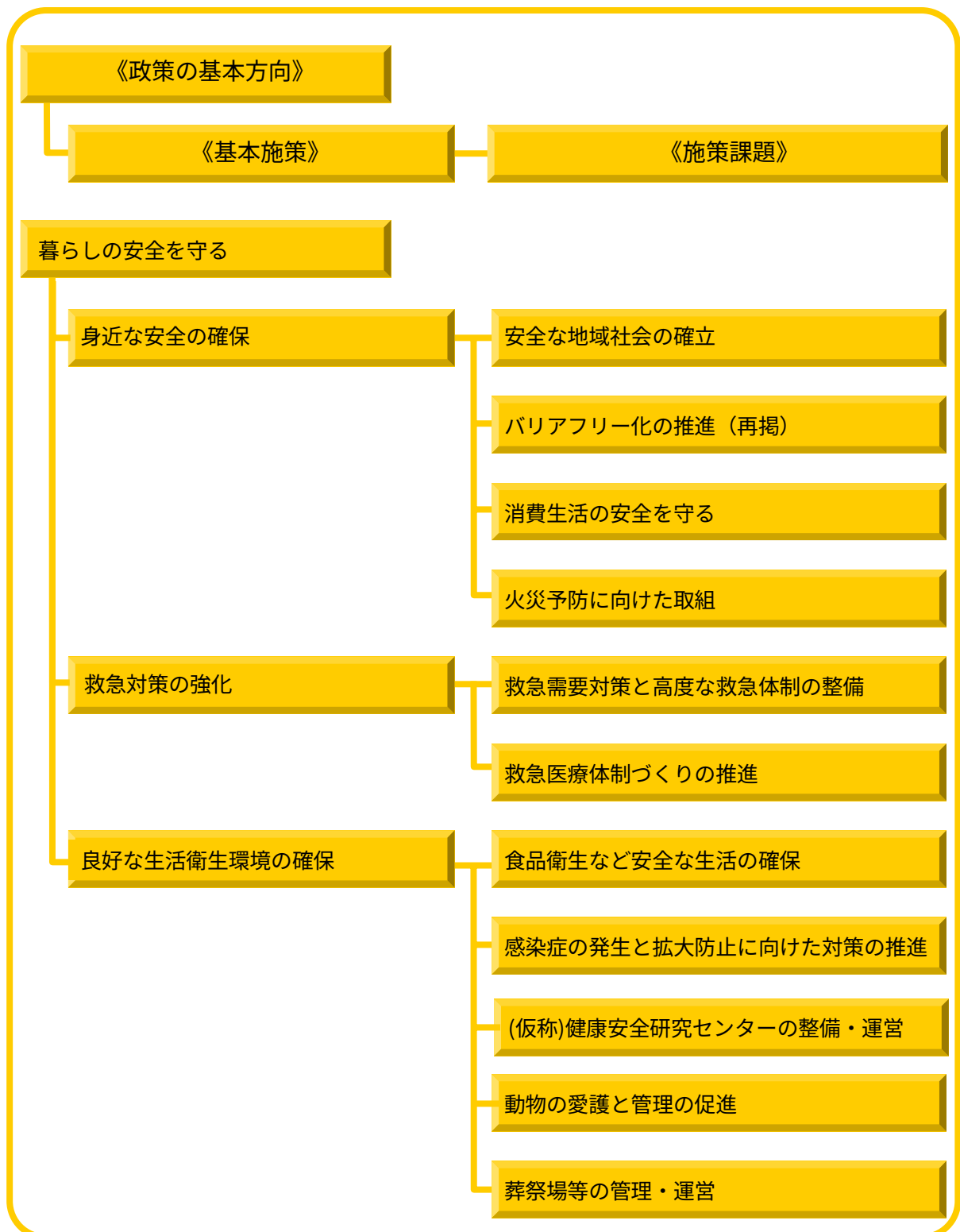
また、都市の成熟化や少子高齢化によって、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じており、より快適で暮らしやすい地域環境の創造をめざし、市民協働による地域課題の解決や、日常生活での利便性向上に向けた取組により、市民がいつまでも地域に住み続けたいと思えるような環境づくりを進めていきます。

政策の基本方向

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 暮らしの安全を守る | P109 |
| 2 | 災害や危機に備える | P125 |
| 3 | 身近な住環境を整える | P139 |
| 4 | 快適な地域交通環境をつくる | P151 |
| 5 | 安定した供給・循環機能を提供する | P171 |

I-1 暮らしの安全を守る

市民の生命や生活の安全を守るため、地域で発生する犯罪、交通事故、消費生活被害の防止や救急体制の充実に向けた取組を進めるとともに、食品などの生活衛生環境の確保を図ります。



【基本施策 Ⅰ－１－(1)】身近な安全の確保

① 安全な地域社会の確立

■現状と課題

- 大型共同住宅等の建設に伴う住民の増加、単身世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化など社会状況が変化の中で、地域の安全確保に向けては、市民、地域団体、事業者、警察及び行政などが連携した取組を行うことが求められています。
- 犯罪被害者やその家族等が受けた身体的・精神的被害の回復及びその後の誹謗中傷などの二次的被害の防止等に対する支援を行うことが求められています。
- 防犯灯の不点灯を防止し、設置効果を向上させることで、犯罪被害の未然防止を進めていく必要があります。
- 市内における 2010 年の交通事故死者数は 29 人で前年比 8 人の増加でした。また、負傷者数は 5,547 人となっており、前年と比べ減少していますが、交通事故の更なる減少に向けた取組が求められています。
- 人ごみでの喫煙は、たばこの火による火傷など非常に危険であることから、歩行者の安全確保に向け、喫煙者のマナーの一層の向上が求められています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 市及び区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心に地域団体や関係機関等の連携による地域のパトロールを実施するなど、地域での安全の確保に向けた取組を推進します。
- 警察官 OB などの専門的知識を有する安全・安心まちづくり対策員による地域パトロール、住宅の防犯診断を実施し、地域犯罪の抑制に向けた取組を推進します。
- 犯罪被害者等からのさまざまな相談を受け、必要な情報提供等を行うことにより、二次的被害の防止や支援等の役割を果たしていきます。
- 町内会・自治会が設置する防犯灯については、長寿命で不点灯防止に有効であり、かつ、地球環境配慮の観点から、二酸化炭素排出量の削減効果も期待できる LED の防犯灯の導入を推進します。
- 交通ルールの順守やマナー向上に向け、地域や関係団体等との連携による交通安全市民総ぐるみ運動の取組を推進するとともに、特に交通事故の被害者となりやすい幼児、児童、高齢者を対象として、交通安全教室を開催します。
- 路上喫煙から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止キャンペーンや巡回活動を実施するとともに、路上喫煙防止重点区域の拡大等の検討を進め、指定範囲の拡大を実施します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
防犯対策事業 市民、地域、警察等との協働による地域の身近な防犯対策を推進します。	●防犯に向けた取組の推進 ①自主防犯活動団体への支援 ②安全・安心まちづくり協議会を中心とした地域団体等による地域のパトロールの実施 ③安全・安心まちづくり対策員による防犯診断・パトロールの実施 ④町内会・自治会等が設置する防犯灯のLED化の推進 ⑤市管理防犯灯のLED化(完了) ⑥地域防犯活動拠点の整備(完了) ●犯罪被害者等支援相談の実施	●防犯に向けた取組の推進 ①自主防犯活動団体への支援 ②安全・安心まちづくり協議会を中心とした地域団体等による地域のパトロールの実施 ③安全・安心まちづくり対策員による防犯診断・パトロールの実施 ④町内会・自治会等が設置する防犯灯のLED化の推進 ●犯罪被害者等支援相談の実施			事業推進
交通安全推進事業 交通ルールの順守やマナーの向上に向け、交通安全運動や交通安全教育等を通じて、市民総ぐるみによる交通事故のない安全な地域づくりを推進します。	●交通安全対策の実施 ①交通安全市民総ぐるみ運動の実施 ②広報・啓発活動等の実施 ③交通安全教育の推進 ④道路交通環境改善のための違法駐車防止に向けた啓発活動の実施 ●児童の登下校時における交通安全の確保に向けた環境整備の推進	●交通安全対策の実施 ①交通安全市民総ぐるみ運動の実施 ②広報・啓発活動等の実施 ③交通安全教育の推進 ④道路交通環境改善のための違法駐車防止に向けた啓発活動の実施 ●児童の登下校時における交通安全の確保に向けた環境整備の推進			事業推進
路上喫煙防止対策事業 路上喫煙防止のための取組を推進し、路上における危険防止対策等を実施します。	●路上喫煙防止対策の推進 ①路上喫煙防止指導員による巡回活動等の実施 ②路上喫煙防止キャンペーンの実施 ③路上喫煙通行量調査の実施 ●重点区域の指定	●路上喫煙防止対策の推進 ①路上喫煙防止指導員による巡回活動等の実施 ②路上喫煙防止キャンペーンの実施 ③路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討		●検討結果に基づく路上喫煙防止重点区域の指定範囲の拡大	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
交通事故相談事業	事故当事者や関係者からの損害賠償等の相談に対応し、適切な指導・助言を行います。	事業推進
地域コミュニティ推進事業(再掲)	町内会・自治会、市民活動団体等が緩やかに連携して、地域の課題を解決する都市型のコミュニティづくりを推進します。	事業推進
わくわくプラザ事業(再掲)	学校や地域との連携を図りながら、児童が安全に利用しやすい施設となるよう環境整備を進めます。	事業推進
学校安全事業(再掲)	スクールガード・リーダー、地域交通安全員の配置やAEDの適切な維持管理など学校の安全対策を推進します。	事業推進

② バリアフリー化の推進（再掲）

■現状と課題

- 高齢社会の進展を見据え、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に日常生活が送れるよう、バリアフリー対応の環境整備が必要となっています。
- また、買い物や通勤・通学などの日常生活において、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい交通機関をめざし、バリアフリーへの対応が求められています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- バリアフリー法に基づき基本構想を策定した重点整備地区（川崎駅、武蔵小杉駅など8地区）については、公共施設等への主要な移動経路の整備完了後、引き続き、その他の経路についても点字ブロックの整備や歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進します。
- 重点整備地区以外のその他の地区においても、順次、「推進構想」を策定し、公共施設等への移動経路についてバリアフリー化を進めます。
- バリアフリーに対応したノンステップバスの導入を促進するなど、誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。
- 高齢化の進展等により施設利用を求めるニーズが多様化する中、福祉のまちづくり条例に基づき、安全で快適に誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進します。

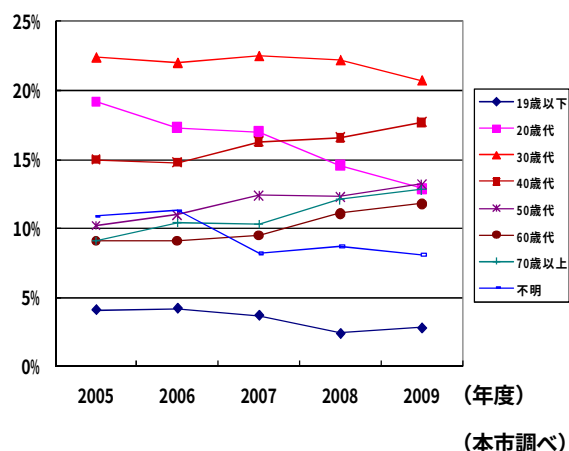
■具体的な事業と事業内容・目標 ⇒ Ⅰ－４－（１）－①〔P152〕

③ 消費生活の安全を守る

■現状と課題

- 商品やサービスの内容が複雑かつ多様化し、消費者と事業者との間の情報量、交渉力の格差が広がる中で、若年者や高齢者などを中心に、新たな消費者取引に係るトラブルや消費者被害が発生しています。
- 悪質商法に対する認識不足から、被害についての自覚がない消費者、相談窓口の存在を知らない消費者が多いことから、消費生活相談窓口の周知強化が必要です。
- さまざまな情報が氾濫し、消費者の意識やライフスタイルが多様化している中で、消費者には、主体的に必要なかつ的確な情報を選択し判断する力が求められています。

年齢別消費生活相談件数構成比の推移



■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 地方消費者行政活性化基金(2012年度まで)等を活用し、積極的な啓発・広報、相談員の資質向上、確保対策等消費生活センターとしての機能強化を図ります。
- 消費者への啓発・教育の充実のため、各種リーフレット・情報誌の発行、講演会やキャン

ペーンの開催、ホームページ・メールマガジンなどによる情報提供を実施します。

- 地方消費者行政活性化基金を活用して相談体制を強化するとともに、悪質な事業者に対する事業者指導を近隣自治体と連携し、広域的な被害の拡大防止に取り組みます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
消費者自立支援推進事業 消費者行政推進計画に基づき、消費者の自立を支援するとともに、被害の未然防止に向けた取組を推進します。	●消費者行政センターの機能強化 ●「消費者行政推進計画」の改定	●消費者行政推進計画に基づく消費者行政施策の推進		●計画の見直し・改定	事業推進
消費者啓発育成事業 消費者が健全な日常生活を営むことができるよう、消費生活に関する知識の普及と情報提供の充実を図ります。	●HP・インターネット等を活用した啓発の強化 ●リーフレット等啓発物の充実 ●セミナー・講演会等消費者教育の推進 ●委託化による消費者啓発業務の推進	●地方消費者行政活性化基金を活用した消費生活に関する知識の普及と情報提供の充実 ●さまざまな手法・媒体を用いた消費者啓発の推進		●消費生活に関する知識の普及と情報提供の充実	事業推進
消費生活相談情報提供事業 消費者からの消費生活に関する相談に対応し、消費者被害の未然防止等を図ります。	●委託による相談業務の実施 ●3区役所(中原・高津・多摩区)での出張相談 ●電子メールによる相談の受付	●地方消費者行政活性化基金を活用した相談体制の強化 ●近隣自治体と連携した広域的な被害の拡大防止の取組		●相談体制の充実	事業推進

④ 火災予防に向けた取組

■現状と課題

- 本市の消防年報統計によると、火災原因は「放火（疑いを含む。）」が1976年以来連続してトップを占めていることから、放火火災防止対策を推進していく必要があります。
- 住宅防火対策として住宅用火災警報器の設置普及が有効な手段のひとつとなっているため、早期の設置促進を図る必要があります。
- 地域の防火防災力の向上を図るため、次代を担う青少年への防火防災教育を推進していく必要があります。
- 消防法令に違反している防火対象物に対して、効果的な査察の実施や違反是正の徹底により、市民の安全を確保する必要があります。
- 全国的に危険物施設での事故が増加している状況から、自主保安管理体制の構築に向けた指導を徹底する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 防火指導員制度等を活用し、消防と町内会・自治会との連携により、放火火災防止対策を推進します。
- 住宅用火災警報器設置推進連絡会の活用や、火災警報器の共同購入等を推進することにより、住宅用火災警報器の設置促進を図ります。
- 「みんなが消防士事業」及び「地域防災スクール事業」を通じ、次代を担う青少年へ一貫した防火防災教育を行います。
- 火災が発生した場合に被害の拡大が予想される防火対象物、消防法令等の違反のある防火対象物等への立入検査の実施及び消防法令違反の改善指導を徹底します。
- 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所の自主保安管理体制の構築及び維持を図るため、効果的な立入検査と講習会の開催を推進します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
火災予防に関する業務 各消防署単位の放火火災発生防止対策協議会や防火指導員制度等を活用し、放火火災防止対策を推進します。	●放火火災防止対策の実施 ●消防出前講座の実施	●放火火災防止対策の実施 ●住宅用火災警報器の設置普及事業の推進			事業推進
消防広報事業 効果的で分かりやすい広報媒体等を活用し、各種イベント等において火災予防を推進します。	●「みんなが消防士事業」及び「地域防災スクール事業」の実施 ●地震体験車の効果的な運用	●「みんなが消防士事業」及び「地域防災スクール事業」の実施 ●地震体験車の効果的な運用			事業推進
火災等の調査事務 火災原因調査を効果的に行い、その結果を市民に周知することにより、火災予防意識の向上を図ります。	●適正な火災原因調査の実施 ●火災事例及び出火防止策についての広報	●適正な火災原因調査の実施 ●火災事例及び出火防止策についての広報			事業推進
査察活動事業 火災が発生した場合に被害の拡大が予想される重点対象物を選定するなど、査察執行の強化を図ります。	●防火対象物の立入検査の実施 ●「消防適合認定表示制度」の導入及び広報	●毎年策定する査察基本計画に基づく一般立入検査の実施 ●違反件数の削減に向けた違反処理の実施			事業推進
危険物施設等の規制業務 許認可等の業務を行うとともに、査察や安全担当者等講習会を通じて事故防止について指導を行い、安全対策の向上を図ります。	●危険物施設の許可、完成検査及び予防規定の認可 ●安全担当者等講習会の開催	●危険物施設への適正な立入検査の実施 ●安全担当者等講習会の開催			事業推進
事業名	事業概要				計画期間の取組
消防音楽隊等活動事業	消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技により、市民に対し広く防火・防災思想の普及啓発を行います。				事業推進
火災予防設備に関する業務	建物の安全を図る消防用設備等の適正な審査や検査を行い、火災や地震等の災害による被害の拡大防止を図ります。				事業推進

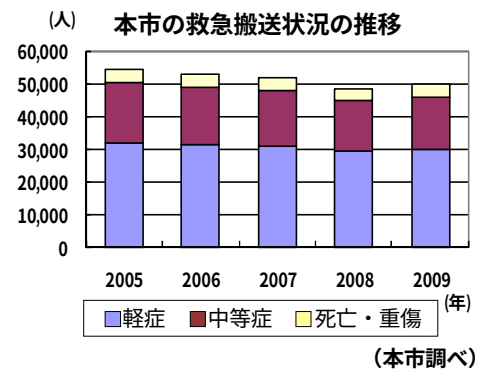
【基本施策 Ⅰ－１－(２)】救急体制の強化

① 救急需要対策と高度な救急体制の整備

■現状と課題

- 人口の増加や高齢化の進展などによる地域特性の変化に対応するため、都市規模に見合う適切な救急隊の配置を進める必要があります。
- 救急搬送患者のうち約 60%が軽症者であることから、真に救急車を必要としている傷病者の利用に支障が生じないように適正利用に向けた取組を推進していく必要があります。
- 救急救命士が実施する医療行為の範囲が拡大し、その重要性が高まっていることから、より高度な救命処置ができる救急救命士を養成

する必要があります。



■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 救急体制の強化を図るため、救急隊の適正配置に向けた取組を推進します。
- 程度の軽い傷病者に対して、民間救急車やタクシーを紹介することにより、救急車の適正利用を促し、真に救急車を必要とする傷病者に迅速な救急サービスを提供するため、コールセンター事業を推進します。
- 救命効果の向上のため、救急車の到着までに時間を要する場合には、直近のポンプ車が出

場し AED (自動体外式除細動器) による救命処置等を行う「PA 連携 (ポンプ車 (Pumper) と救急車 (Ambulance) の連携)」を継続実施します。

- 救急救命士の常時乗車体制を着実に運用するとともに、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を計画的に養成します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
救急隊整備事業 救急隊を適正に配置し、現場到着時間の短縮による救命効果の向上を図ります。	●救急隊の増隊 24隊目 (2007年度)	●現場到着時間の短縮に向けた向丘出張所への救急隊の増隊 (25隊目) ●人口増加、地理的条件等を踏まえた、市域全体のバランスを考慮した救急隊の増隊に向けた取組			事業推進
救急活動事業 PA連携の運用や市民の応急手当知識・技術の普及などにより、救命効果の向上と不要・不急の救急要請の抑制を図ります。	●頻回利用者への個別指導の開始 ●コールセンター事業の開始 ●「PA連携」の運用開始 ●市民救命士の養成	●頻回利用者への個別指導の実施 ●コールセンター事業の推進 ●「PA連携」の推進 ●市民救命士の養成			事業推進
救急救命士養成事業 救急救命士の常時乗車体制を運用するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を計画的に養成します。	●救急救命士の常時乗車体制を構築 ●救急救命士、気管挿管認定救急救命士、薬剤投与認定救急救命士を養成	●救急救命士の常時乗車体制の運用 ●救急救命士、気管挿管認定救急救命士、薬剤投与認定救急救命士を養成			事業推進

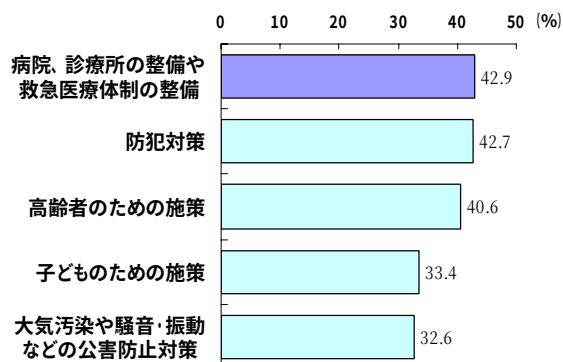
事業名	事業概要	計画期間の取組
救急車両管理業務	救急車両及び車載救急資器材を計画的に更新するとともに、適正な点検・整備を行います。	事業推進
出場指令業務 (再掲)	119番通報に対して迅速かつ適切な出場指令業務を実施します。	事業推進

② 救急医療体制づくりの推進

■現状と課題

- 夜間や休日等における救急医療体制の確保が求められているとともに、救急車による搬送を必要とする患者が医療機関に円滑に受け入れられる体制の確保が必要となっています。
- 本市の人口増加等に伴い、ハイリスクな妊娠や新生児が増加し、その割合は全出産数の約10%程度が見込まれていることから、周産期救急医療の充実が求められています。
- 大規模な自然災害や事故等の救急現場において、一刻も早い救命措置を行い、一人でも多くの市民の命を守るため、組織的な医療活動を迅速に行う、実効性の高い災害時医療体制の整備が課題となっています。

「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」
上位5項目



かわさき市民アンケート報告書（2011年2月）

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 休日急患診療所、小児急病センター等の運営を通じて、市民の身近な一次救急医療体制を確保します。
- 医療関係団体等との連携のもと、救急医療施策全体に係る課題の解決に向けた検討を進める中で、現行の小児救急体制の検証とあわせて、中部小児急病センターについて検討を進めます。
- 救急医療体制の充実を図るため、重症患者（三次救急を除く）の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の2012年度中の開設に向けて取組を進めます。
- 救急告示医療機関等において救急患者が円滑に受け入れられるしくみづくりとして、人工呼吸器や人工透析など、常時医師の管理を必要とする長期入院患者が円滑に転院できるように市内の療養病床数の確保に向けた取組を進めます。
- 聖マリアンナ医科大学病院の総合周産期母子医療センターの運営を引き続き支援します。また、周産期救急医療体制の充実に向けて、NICU（新生児集中治療管理室）等の設置・運営に対して支援を行います。
- 川崎DMAT（＝ Disaster Medical Assistance Team：災害医療派遣チーム）による医療救護活動を中心として、都市型災害に備えるとともに、医師会、病院協会等の医療関係団体と連携して、災害時医療体制を確保します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
休日急患診療所等運営事業 休日や夜間における急な発病に対する診療を実施します。	●休日急患診療所、小児急病センター等の運営	●休日急患診療所、小児急病センター等の運営 ●小児救急の現行体制の検証及び中部小児急病センターの検討	●小児救急の現行体制の検証及び中部小児急病センターの検討を踏まえた基本方針の策定	●小児救急の現行体制の検証及び中部小児急病センターの検討を踏まえた基本方針に基づく取組	事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
救急医療体制確保対策事業 医療機関相互の連携や周産期母子医療センターの運営により救急医療体制の確保を図ります。	●救急医療体制の充実に向けた取組 ①重症患者(三次救急を除く)の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の整備(指定)に向けた検討・調整 ②長期入院患者が円滑に転院できるよう市内の療養病床数の確保に向けた取組(川崎社会保険病院:療養病床50床整備(2010年度)) ●総合周産期母子医療センターの運営支援 ●NICU(新生児集中治療管理室)等の設置・運営に対する支援	●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ①重症患者(三次救急を除く)の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の整備(指定)に向けた公募、選定の実施 ②長期入院患者が円滑に転院できるよう市内の療養病床数の確保に向けた取組(川崎社会保険病院:療養病床50床整備)(たま日吉台病院分院:療養病床137床整備) ●総合周産期母子医療センターの運営支援 ●NICU(新生児集中治療管理室)等の設置・運営に対する支援(日本医科大学武蔵小杉病院NICU3床・GCU6床増設)	●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ①重症患者(三次救急を除く)の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の開設 ②長期入院患者が円滑に転院できるよう市内の療養病床数の確保に向けた取組 ●NICU(新生児集中治療管理室)等の設置・運営に対する支援	●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ①重症患者(三次救急を除く)の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の運営	事業推進
災害時医療救護対策事業 自然災害や大事故などの局地災害に際して、迅速な救命活動を実施します。	●川崎DMAT指定病院3病院体制の整備 ●災害対策訓練等への参加 ●備蓄医薬品等の更新・管理	●川崎DMAT隊員養成研修の実施 ●災害対策訓練等への参加 ●備蓄医薬品等の更新・管理			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
救急医療情報システム事業	病気やけがの場合、電話・ファックス・インターネットで受診可能な医療機関を案内します。	事業推進
妊婦・乳幼児健康診査事業（再掲）	母性の保護や不妊治療への支援及び乳幼児の发育・発達の確認、疾病等の早期発見を図るとともに、健診を通じて育児不安の軽減を図ります。	事業推進

【基本施策 Ⅰ－１－(3)】良好な生活衛生環境の確保

① 食品衛生など安全な生活の確保

■現状と課題

- O157、ノロウイルス等による食中毒や、入浴施設でのレジオネラ症の発生、室内空気中の有害化学物質などが市民に大きな不安を与え、社会問題となっていることから、安全な生活を確保するため、営業者の自主的な衛生管理の徹底が求められています。
- 環境衛生関係施設においては、営業形態の多様化や時代の変遷により、法の想定外となる

課題も発生してきており、複雑・多様化するニーズにも対応していく必要があります。

- 飲料水供給施設の設置者や管理者により、施設が適正に管理される必要があるため、法や条例等で定める施設基準及び管理基準遵守の徹底が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 食品衛生監視指導計画に基づき、危険度の高い食品取扱施設の重点監視及び迅速・適確な試験検査の実施により、食品による危害発生を防止するとともに、市民に対する情報提供や意見交換を推進し、食の安全確保の向上に取り組めます。
- 営業形態の多様化や時代の変遷に対応した環境衛生監視指導計画を策定し、重点監視指導項目を中心とした監視指導及び自主管理の推進を図り、適確かつ質の高い環境衛生行政に取り組めます。

- 関係機関等と連携を強化し、飲料水供給施設の把握に努め、効率的な監視・指導を実施し、設置者又は管理者による自主管理を推進します。
- 市民の安全で安心な食生活の実現及び生活環境の確保等を図るため、衛生研究所の検査業務における信頼性確保と精度管理を適正に執行するとともに、公衆衛生等に関わる試験研究業務を推進します。また、衛生研究所の移転に伴う跡地の有効活用方策について検討を進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
食品衛生事業 食の安全を確保するため、危害度に応じた食品取扱施設、食品等の重点監視を実施します。	●食品衛生監視指導計画の策定と計画に基づく監視指導等の実施	●食品衛生監視指導計画の策定と計画に基づく監視指導等の実施			事業推進
環境衛生事業 環境衛生関係施設の監視指導を徹底し、施設の良い衛生状態を維持することにより市民生活の安全を確保します。	●環境衛生監視指導計画の策定と計画に基づく監視指導及び自主管理の推進	●環境衛生監視指導計画の策定と計画に基づく監視指導及び自主管理の推進			事業推進
水道衛生事業 受水槽及び地下水利用の飲料水供給施設への監視・指導等を実施し、安全で衛生的な飲料水を確保します。	●専用水道、簡易専用水道等の飲料水供給施設の監視、指導及び水質検査の実施 ●災害用井戸の選定及び水質検査の実施	●専用水道、簡易専用水道等の飲料水供給施設の監視、指導及び水質検査の実施 ●災害用井戸の選定及び水質検査の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公衆衛生等に関する試験研究業務 理化学的及び微生物学的検査を実施することにより、食の安全や市民の健康で良好な生活環境を確保します。	●公衆衛生等に関する試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供 ●食品中に残留する農薬や遺伝子組み換え食品、飲料水等の安全検査 ●新型インフルエンザ等の新興感染症の迅速な検査、保健所等関係機関との連携強化 ●衛生研究所跡地の有効活用方策の検討	●公衆衛生等に関する試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供			事業推進
		●食品中に残留する農薬や遺伝子組み換え食品、飲料水等の安全検査			
		●新型インフルエンザ等の新興感染症の迅速な検査、保健所等関係機関との連携強化			
		●衛生研究所跡地の有効活用方策の検討	●衛生研究所跡地の有効活用方策の検討結果に基づく取組		

② 感染症の発生と拡大防止に向けた対策の推進

■現状と課題

- 新型インフルエンザ、肝炎、ＨＩＶなど、国内外においてさまざまな感染症が発生している中で、発生予防とまん延防止に向けた、発生動向に係る調査・分析、検査体制の充実強化、正しい知識の普及啓発の促進、関係機関との連携などにより、感染症対策を一層推進していく必要があります。
- 予防接種の対象者に対し予防接種の注意事項や実施方法等の適切な周知が必要となってい

ます。また、任意予防接種の定期化など、制度の変更に対し迅速に対応する必要があります。

- 結核患者の早期発見を図るとともに、確実な治療支援の実施により、まん延防止対策を推進する必要があります。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生予防とまん延防止に向けて、関係機関と連携しながら医療提供体制の充実強化を図るほか、感染症発生動向調査、医薬品等の備蓄などの対策を推進します。
- 即日検査の実施など、受検者の利便性に配慮したＨＩＶ検査体制の整備を推進します。
- 予防接種法に基づく、ジフテリア・百日せき・破傷風、麻しん・風しん、急性灰白髄炎

等の予防接種を実施し、これらの疾病の発生及びまん延を防止します。

- 2011 年度から新たに、子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種を実施します。
- 結核患者の接触者等への健康診断や DOTS 事業（直接服薬確認療法）の実施など、患者の早期発見と確実な治療により、まん延と再発を防止します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
感染源対策事業 感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、感染源の調査、健診、医療の提供など感染症のまん延を防止します。	● 感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ● 病原性の強い新型インフルエンザの発生に備えた対策の推進 ● HIV予防に関する広報と検査促進に向けた体制整備 ● 肝炎の検査の推進、肝炎に関する広報の実施	● 感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ● 病原性の強い新型インフルエンザの発生に備えた対策の推進 ● HIV予防に関する広報と検査促進に向けた体制整備 ● 肝炎の検査の推進、肝炎に関する広報の実施			事業推進
予防接種事業 定期予防接種を着実に実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止します。	● 予防接種法に基づく、ジフテリア・百日せき・破傷風、麻しん・風しん、急性灰白髄炎、日本脳炎、インフルエンザの予防接種の実施	● 予防接種法に基づく、ジフテリア・百日せき・破傷風、麻しん・風しん、急性灰白髄炎、日本脳炎、インフルエンザの予防接種の実施 ● 子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
結核予防事業 健診による患者の早期発見を図るとともに、服薬支援を中心とした患者管理と治療評価を行うことなどにより、結核のまん延を防止します。	●結核予防の普及啓発 ●早期発見対策と定期健診の確実な実施	●結核予防の普及啓発 ●早期発見対策と定期健診の確実な実施			事業推進
公衆衛生等に関する試験研究業務(再掲) 理化学的及び微生物学的検査を実施することにより、食の安全や市民の健康で良好な生活環境を確保します。	●公衆衛生等に関する試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供 ●食品中に残留する農薬や遺伝子組み換え食品、飲料水等の安全検査 ●新型インフルエンザ等の新興感染症の迅速な検査、保健所等関係機関との連携強化 ●衛生研究所跡地の有効活用方策の検討	●公衆衛生等に関する試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供 ●食品中に残留する農薬や遺伝子組み換え食品、飲料水等の安全検査 ●新型インフルエンザ等の新興感染症の迅速な検査、保健所等関係機関との連携強化 ●衛生研究所跡地の有効活用方策の検討			事業推進
			●衛生研究所跡地の有効活用方策の検討結果に基づく取組		

③ (仮称) 健康安全研究センターの整備・運営

■現状と課題

- 市民の健康で良好な生活環境の確保に向けた試験検査、調査研究等の業務を所掌している衛生研究所は、施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっています。
- 昨今の地域保健を取り巻く社会情勢として、新型インフルエンザ等の感染症や食中毒、残留農薬等の含まれた輸入食品の流通など食の安全・安心といった健康危機管理に関する高度かつ複雑・多様な課題と直面しています。
- 本市の健康危機管理機能の充実強化に向けて、専門的知見と、高い精度管理と先進技術に基づく高度検査機能を有する科学的・技術的拠点が必要となっています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 殿町 3 丁目地区先行土地利用エリアにおけるライフサイエンス・環境中核施設「(仮称) 産学公民連携研究センター」内に、市民の健康危機管理機能の強化に向けて、従来の衛生研究所の機能を高度化し、市民の健康を守る「(仮称) 健康安全研究センター」を 2012 年度中に開設します。また、機能に応じた執行体制を構築します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
(仮称) 健康安全研究センターの整備・運営 市民の健康危機管理機能の強化に向け、従来の衛生研究所の機能を高度化し、市民の健康を守る、(仮称) 健康安全研究センターを整備・運営します。	●(仮称) 健康安全研究センターの設備等の設計	●(仮称) 健康安全研究センターの整備 ●機能に応じた執行体制の構築に向けた検討	●(仮称) 健康安全研究センターの開設・運営 ①感染症対策や食の安全安心など市民を健康危機から守るための試験検査の実施 ②地域の健康危機管理上の課題等に関する調査研究及び産学公民連携による共同研究の推進 ③健康危機の予防・まん延防止等のための市民への情報発信 ④地域保健対策に携わる関係者等への研修指導の実施 ●機能に応じた執行体制による運営	●(仮称) 健康安全研究センターの運営	事業推進

④ 動物の愛護と管理の促進

■現状と課題

- 動物による危害防止や生活環境被害等への適切な対応が求められています。また、狂犬病の発生時に備えた対策が必要となっています。
- 核家族化等の進展に伴い、犬やねこなどの動物を飼う家庭は年々増加しています。一方で、不適切な飼育に起因する苦情や相談が多く寄せられていることから、より一層の適正飼養の普及啓発を図る必要があります。
- 動物愛護センターについては、施設の老朽化や動物とのふれあい事業等に使用する動物の収容場所が無いなど施設の狭隘化への対応が課題となっています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 犬による咬傷事故、公園等での犬の放し飼いや糞の放置等、動物による生活環境被害を未然に防止するため保健福祉センターによる迅速な苦情対応を行います。
- 動物に由来する感染症を防止するため、正しい知識を啓発するとともに、飼い主の利便性に配慮した動物病院での狂犬病予防個別注射を実施します。
- 人と動物の共生に配慮することを目的として、動物愛護フェアの開催、動物愛護センターによる小学校等でのふれあい教室の開催、公園等での適正飼養キャンペーン、不幸なねこを増やさないための不妊去勢手術費用の補助制度を継続していきます。
- 動物愛護センターの再編整備に向けて検討を進めます。

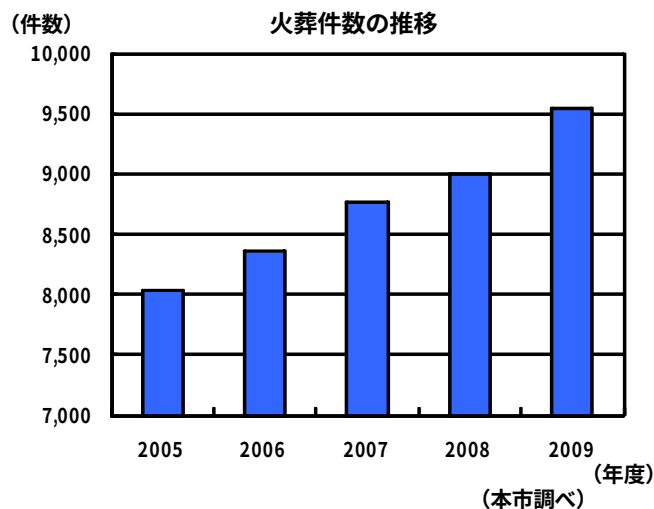
■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
動物愛護管理事業 狂犬病予防法に基づき、犬の管理の徹底を推進するとともに、動物の適正飼養と愛護意識の普及啓発により、人と動物の共生を図ります。	●動物病院での狂犬病予防個別注射の実施 ●動物愛護フェアの開催 ●小学校等におけるふれあい教室等の教育活動の実施 ●適正飼養キャンペーン等における動物愛護と適正飼養の普及啓発の実施	●動物病院での狂犬病予防個別注射の実施			事業推進
		●動物愛護フェアの開催			
		●小学校等におけるふれあい教室等の教育活動の実施			
		●適正飼養キャンペーン等における動物愛護と適正飼養の普及啓発の実施			
		●動物愛護センターの再編整備に向けた施設のあり方検討	●動物愛護センターの再編整備に向けた施設のあり方検討を踏まえた基本方針の策定	●動物愛護センターの再編整備に向けた施設のあり方検討を踏まえた基本方針に基づく取組	

⑤ 葬祭場等の管理・運営

■現状と課題

- かわさき南部斎苑・北部斎苑では、火葬件数が年々増加の傾向にあり、今後も、人口の増加や年齢構成の変化などにより火葬件数の増加が見込まれることから、衛生的かつ安定的に運営し、市内の火葬需要に対応していくことが求められています。
- かわさき北部斎苑については、老朽化が進んでいることから、対応が必要となっています。



■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- かわさき南部斎苑・北部斎苑の衛生的で安定的な運営を行います。
- かわさき北部斎苑について、今後の火葬件数の増加に対して安定的に施設運営を図るため、2012 年度に大規模改修工事に着手します。
- 市立葬祭場使用料については、他都市の状況等を踏まえながら、施設の大規模改修の状況にあわせて見直しに向けた検討を進めます。

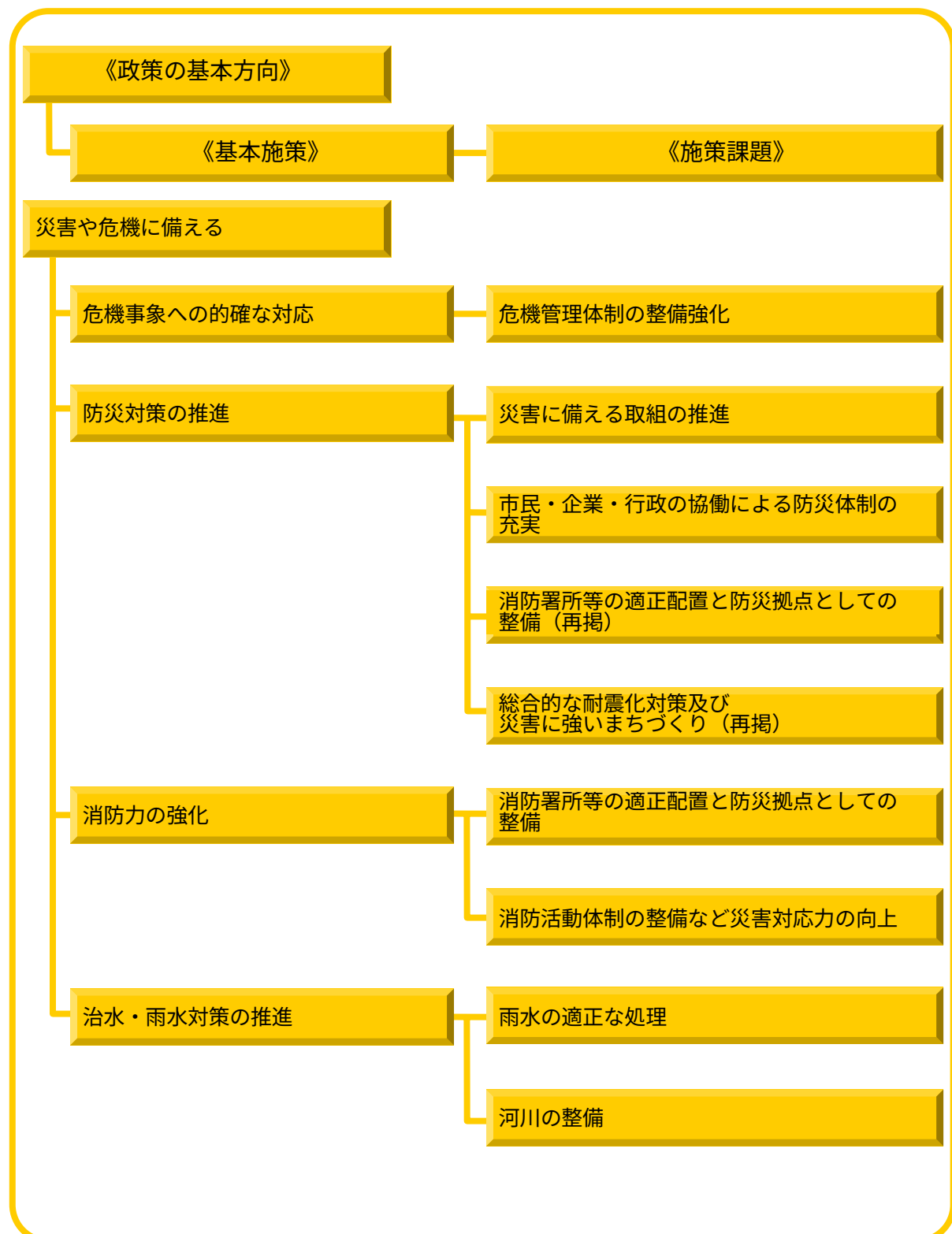
■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
葬祭場管理運営事業 南部・北部の2か所の斎苑を衛生的かつ安定的に運営し、市内の火葬需要に対応します。	●葬祭場の運営 ●かわさき北部斎苑大規模改修基本計画の策定	●葬祭場の運営 ●かわさき北部斎苑改修設計 ●市立葬祭場使用料の見直しに向けた検討	●かわさき北部斎苑改修工事	●市立葬祭場使用料の見直しの基本方針の策定	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
緑ヶ丘霊園整備事業(再掲)	墓所を市民に供給するとともに、憩いの場、安らぎの場として快適な環境の創造を図ります。	事業推進
早野聖地公園整備事業(再掲)	良質で低廉な墓所を整備するとともに、自然環境を活かした自然生態保全観察型公園としての整備を進めます。	事業推進
緑ヶ丘霊園維持管理事業(再掲)	墓参者及び来園者の安全と利便性向上のため、適切な運営及び維持管理を行うとともに、管理運営体制の見直しを検討します。また、墓地使用にかかる受益者負担については他都市の状況等を踏まえながら適正化を図ります。	事業推進
早野聖地公園維持管理事業(再掲)	墓参者及び来園者の安全と利便性向上のため、適切な運営及び維持管理を行います。また、墓地使用にかかる受益者負担については他都市の状況等を踏まえながら適正化を図ります。	事業推進

1-2 災害や危機に備える

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、危機管理体制の整備を図るとともに、自然災害や都市型災害への対策の推進、消防力の強化などに取り組みます。



【基本施策 Ⅰ－２－(1)】危機事象への的確な対応

① 危機管理体制の整備強化

■現状と課題

- 国民保護事象における危機対応力の強化のため、国民保護避難実施マニュアルに基づき訓練を実施するとともに、その訓練結果を踏まえ、国民保護計画やマニュアルを見直す必要があります。
- 国民保護事象発生の際に、市民に対して的確な情報伝達を行う必要があります。
- 強毒性新型インフルエンザ発生時に、強毒性新型インフルエンザ対応業務や市民生活に直結する業務等を継続し、感染拡大の防止や市民生活の維持を図るため、行政機能を維持する体制を整備する必要があります。
- 強毒性新型インフルエンザ発生時における社会機能維持のため、関係事業者等への啓発を実施する必要があります。また、危機管理に対する市民の理解を深める啓発活動を積極的に行う必要があります。
- 発災時における初動対応の重要性から、災害対策本部及び区本部の初動体制について、各本部への参集体制の見直し等、体制強化とともに、研修や訓練等を通じた危機管理対応力強化を図る必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 国民保護事象に関する訓練や研修を実施し、計画やマニュアルの修正を行います。
- 有事の緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝達するため全国瞬時警報システム(J-ALERT)と情報通信システムの連携を図ります。
- 業務継続計画(強毒性新型インフルエンザ対策編)は、訓練等による検証を踏まえ、見直しを図ります。
- 強毒性新型インフルエンザ発生時に、社会機能の維持を図るため、ガス・電気事業者などを対象とした研修会を行います。
- 災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確に対応できるよう、新たな初動体制を確立し、研修や訓練等を通じて危機管理対応力の強化を図ります。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
危機管理対策事業 自然災害に加え、武力攻撃事態等あらゆる危機事象に対応した危機管理体制の整備を進めます。	●国民保護訓練(実働訓練等)・研修及び啓発活動の実施 ●J-ALERT受信機の設置 ●初動体制等の検証や訓練等研修の強化	●国民保護訓練(図上訓練)・研修の実施	●国民保護訓練(実働訓練)の実施	●国民保護避難実施マニュアル(全市、各区)の見直し	事業推進
		●J-ALERTと情報通信システムとの連携			
		●業務継続計画(強毒性新型インフルエンザ対策編)の検証と見直し			
		●業務継続計画(強毒性新型インフルエンザ対策編)に基づく訓練・研修等の実施			
		●新たな初動体制の構築	●訓練等による初動体制の継続的な検証		



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
感染源対策事業(再掲) 感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、感染源の調査、健診、医療の提供など感染症のまん延を防止します。	●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ●病原性の強い新型インフルエンザの発生に備えた対策の推進 ●HIV予防に関する広報と検査促進に向けた体制整備 ●肝炎の検査の推進、肝炎に関する広報の実施	●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ●病原性の強い新型インフルエンザの発生に備えた対策の推進 ●HIV予防に関する広報と検査促進に向けた体制整備 ●肝炎の検査の推進、肝炎に関する広報の実施			事業推進
川崎港保安対策事業(再掲) 市民や船舶が安全に安心して利用できる港をめざして、所有船舶や保安設備を適切に維持管理し、港内巡視や保安警備、港内環境の保全を着実にを行います。	●適切な保安対策の推進	●国のガイドラインを踏まえた保安規程の検討 ●保安設備や所有船舶の適切な維持管理 ●制限区域の出入管理や保安警備の適切な実施	●保安規程の改定		事業推進

【基本施策 Ⅰ－２－(２)】防災対策の推進

① 災害に備える取組の推進

■現状と課題

- 他都市を含めた災害等の対応に関する教訓を踏まえ、継続的に地域防災計画等を見直し、的確な災害対策が図れるよう備える必要があります。
- 大規模地震により庁舎等が被災しても、応急対策や重要な通常業務を継続して行う必要があります。
- 発災時には、市全体の被害情報を正確・迅速・詳細に把握する必要があります。
- 災害時における、市民等への広報や関係機関との情報伝達をより円滑に行うために、通信システムの強化・再整備や新たな通信システムの導入を行う必要があります。
- 被害状況を正確に把握し、迅速な意思決定を支援するために、総合防災情報システム及び関連システムの機能強化等を行う必要があります。
- 災害発生に備え、避難所を迅速に開設・運営できるよう、備蓄倉庫の整備と備蓄物資を適切に管理する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 地域防災計画等の各種計画を見直し、防災対策の充実を図ります。
- 地震防災戦略に基づく取組を推進し、震災時の被害の軽減を計画的かつ効果的に進めます。
- 各区版業務継続計画(震災対策編)を策定するとともに、訓練等による検証を踏まえ、見直しを図ります。
- 災害情報カメラの整備や総合防災情報システムの機能を強化し、正確な災害情報の収集と的確な被害状況分析を行います。
- 迅速かつ的確に情報を伝達するために、同報系防災行政無線をデジタル化し、再整備するとともに、携帯電話を活用した情報伝達手段(エリアメール)を導入します。
- 地域防災拠点となる市立中学校のうち、備蓄倉庫未設置校に独立型備蓄倉庫を設置します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
防災対策管理運営事業 地震防災戦略や地域防災計画の推進等市の災害対応力の向上を図ります。	●地域防災計画(震災対策編)の見直し ●地震防災戦略の策定 ●本庁版及びモデル区版の業務継続計画(震災対策編)策定 ●災害対応マニュアルの整備	●地域防災計画等各種防災計画の検証と見直し ●地震防災戦略の推進と進捗管理 ●各区版業務継続計画(震災対策編)の策定	●業務継続計画(震災対策編)に基づく訓練・研修等の実施 ●業務継続計画(震災対策編)の検証と見直し	●地震防災戦略の推進と進捗管理及び見直し	事業推進
防災施設整備事業 本市の防災関係施設を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	●総合防災情報システムの整備 ●備蓄倉庫の整備 ●備蓄計画の策定	●災害情報カメラの更新(第3庁舎) ●同報系無線再整備基本設計 ●緊急速報「エリアメール」の試行 ●備蓄倉庫未設置の市立中学校への独立型備蓄倉庫の整備	●災害情報カメラの新設(井田病院) ●同報系無線再整備詳細設計 ●緊急速報「エリアメール」の運用	●同報系無線デジタル化・再整備	事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公共建築物の耐震化事業 (再掲) 庁舎等の公共建築物の耐震診断を実施し、施設の補強工事等を推進することにより、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	●「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づく耐震対策の実施・更新 ●「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策実施方針」に基づく耐震対策の実施	●「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づく耐震対策の実施 ●「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策実施方針」に基づく耐震対策の実施			事業推進
幸区役所庁舎整備事業 (再掲) 幸区役所庁舎の再整備に向けた取組を進めます。	●幸区役所庁舎の再整備に向けた基本方針・基本計画の策定	●基本設計	●実施設計 ●整備着手	●整備	●完成・供用開始 (2014年度)

事業名	事業概要	計画期間の取組
危険物施設等の規制業務 (再掲)	許認可等の業務を行うとともに、査察や安全担当者等講習会を通じて事故防止について指導を行い、安全対策の向上を図ります。	事業推進
活動計画・出場計画に関する業務 (再掲)	災害活動現場で活動する消防隊活動の指針及び事前措置計画の策定を図ります。	事業推進
特殊災害対策業務 (再掲)	特別高度救助隊及び高度救助隊を効果的に運用し、NBC災害等多様化する災害に対応できる体制を構築します。	事業推進
消防団に関する事務 (再掲)	消防団員数の確保及び必要機材の整備を行います。	事業推進
建築物防災対策事業 (再掲)	木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行い、耐震化を促進します。	事業推進
耐震対策等橋りょう整備事業 (再掲)	安全で安心な都市基盤の構築に向けて橋りょうの耐震対策を推進します。	事業推進
水道施設整備事業 (再掲)	安全安定給水の確保のため、給水能力の見直しに伴う施設整備と老朽施設や配水管の更新を計画的に実施します。	事業推進
水道施設地震対策事業 (再掲)	地震発生時の安定給水を確保するために、災害対策用貯水槽及び応急給水拠点の整備を進めます。	事業推進
管きょ施設の整備・再整備事業 (再掲)	管きょ施設の耐震化、汚水の未整備区域の解消、合流式下水道の改善や浸水地区の雨水管整備などを進めます。また、標準耐用年数を経過した管きょ施設などを健全な状態に再生することで、事故を未然に防止し、良好な下水道サービスを提供します。	事業推進
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業 (再掲)	衛生的で快適な生活環境を持続し良好な水辺環境を創出するために水処理センター・スラッジセンター・ポンプ場の高度処理・地震対策・設備更新等を推進します。	事業推進
学校教育施設の改築・大規模改修事業 (再掲)	老朽化した校舎等を改築・改修し、多様化する教育内容や教育方法に対応できる学校施設として整備します。	事業推進
等々力緑地整備事業 (再掲)	小杉地区の街づくりを踏まえながら、スポーツ・レクリエーションの拠点及び災害時の広域避難場所としての整備を行います。	事業推進
港湾緑地維持整備事業 (再掲)	港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図るとともに、港湾緑地の防災機能の維持を図ります。	事業推進

② 市民・企業・行政の協働による防災体制の充実

■現状と課題

- 自助・共助・公助の考え方に基づいて、防災意識の向上や主体的な防災対策を促すとともに、地域での共助体制づくりを支援する必要があります。
- 自主防災組織の防災力向上を目的とする補助・助成制度による活動促進や研修等による人材育成、また、企業の地域における防災協

力活動を実効性のあるものとするため、市民・企業・行政の連携を強化する必要があります。

- 地域の防災力を強化するため、効果的に訓練を継続しながら、現在の災害対応の体制を検証する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 自主防災組織の活動助成・資器材購入補助を実施するほか、防災ネットワーク連絡会議や避難所運営会議の活性化、支援を図ります。
- 自主防災組織リーダー等養成研修について、研修内容を見直し、充実を図ります。
- 自主防災組織や地域の関係機関による災害時要援護者の避難支援体制を充実させ、地域での共助を促進します。
- 防災協力連絡会を通じて、企業自らの防災対

策・防災力の向上を図るほか、防災協力事業所登録制度を通じて、地域と企業との連携により、地域防災力の向上を図ります。

- 市民参加と防災関係機関等との連携による総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）を実施するとともに、防災関係機関等との合同による図上訓練（九都県市合同図上訓練）等を実施し、自主防災組織や地域企業の防災力の向上を促進します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域防災推進事業 自助・共助・公助の考え方に基づき、市民・企業・行政の役割分担と協働による地域防災体制の充実を図ります。	●自主防災組織の活動助成及び訓練 ●防災ネットワーク連絡会議、避難所運営会議の整備 ●災害時要援護者避難支援制度の導入 ●防災協力事業所登録制度の導入 ●九都県市総合防災訓練の実施	●自主防災組織の活動助成及び訓練 ●防災ネットワーク連絡会議、避難所運営会議の運営 ●災害時要援護者避難支援体制の充実 ●防災協力事業所登録制度の運用 ●総合防災訓練（九都県市総合防災訓練）・九都県市合同図上訓練等の実施			事業推進
災害救助その他援護事業（再掲） 災害時要援護者支援など各種災害援護事業の支援体制の整備を図ります。	●災害時要援護者避難支援制度をはじめとした災害援護事業・制度の広報 ●交通事故の遺族に対する弔慰金の支給 ●火災風水害の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給	●災害時要援護者避難支援制度をはじめとした災害援護事業・制度の広報 ●交通事故の遺族に対する弔慰金の支給 ●火災風水害の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給			事業推進

③ 消防署所等の適正配置と防災拠点としての整備（再掲）

■現状と課題

- 火災等による被害を軽減させるため、災害時における防災活動拠点の機能強化として、消防署所の整備を進める必要があります。
- 首都直下の地震等の切迫性が指摘されていることから、地域の防災拠点となる消防庁舎の整備が急務であり、消防力の強化に向けて消防署所の早期改築、改修が求められています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 人口増加地域である麻生区北西部方面に（仮称）栗木出張所を新設し、効率的な消防署所の配置を推進します。
- 老朽化した臨港消防署の改築工事を進め、2011 年度に運用を開始します。
- 老朽化した消防出張所の整備を進め、柿生出張所の改築に向けた取組を進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標 ⇒ Ⅰ－２－（３）－①〔P132〕

④ 総合的な耐震化対策及び災害に強いまちづくり（再掲）

■現状と課題

- 他都市において近年の大規模地震や台風・集中豪雨等により、地すべりや土地の崩落など土砂災害や老朽化した住宅の崩壊など甚大な被害が発生しています。このため、宅地の防災対策や建築物の耐震対策などにより、安全性の向上を図る必要があります。
- 民間住宅、特定建築物、公共建築物、市営住宅等の建築物の総合的な耐震化の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、「耐震改修促進計画」に基づく耐震対策を着実に実施する必要があります。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 宅地の擁壁改善等の防災工事の助成を行い、がけ崩れ等の宅地災害を予防し、安全性向上を促進します。
- 木造住宅や民間マンション、特定建築物について、耐震診断・改修工事等の助成を引き続き行い、総合的な耐震対策及び災害に強いまちづくりを促進します。
- 庁舎等公共建築物を安全・安心に利用できるよう、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」等に基づき、耐震対策を着実に推進します。
- 「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」を策定し、老朽化した市営住宅の耐震対策等を推進します。

■具体的な事業と事業内容・目標 ⇒ Ⅰ－３－（２）－③〔P146〕

【基本施策 Ⅰ－２－(３)】消防力の強化

① 消防署所等の適正配置と防災拠点としての整備

■現状と課題

●火災等による被害を軽減させるため、災害時における防災活動拠点の機能強化として、消防署所の整備を進める必要があります。

●首都直下の地震等の切迫性が指摘されていることから、地域の防災拠点となる消防庁舎の整備が急務であり、消防力の強化に向けて消防署所の早期改築、改修が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 人口増加地域である麻生区北西部方面に（仮称）栗木出張所を新設し、効率的な消防署所の配置を推進します。
- 老朽化した臨港消防署の改築工事を進め、2011年度に運用を開始します。
- 老朽化した消防出張所の整備を進め、柿生出張所の改築に向けた取組を進めます。



臨港消防署改築後イメージ

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
消防署所の適正配置 人口動態を踏まえて、市全体のバランスを考慮し、効率的な消防署所の配置を推進します。	●大師出張所と富士見出張所を統合し、藤崎出張所を開設	●(仮称)栗木出張所の基本・実施設計	●(仮称)栗木出張所の整備、完成 ●(仮称)栗木出張所を柿生出張所の代替として運用開始	●(仮称)栗木出張所を柿生出張所の代替として運用	●(仮称)栗木出張所の運用開始、代替運用解除(2014年度)
消防署所の改築事業 耐震補強の必要な老朽建物を計画的に整備し、防災拠点の確保と初動体制の強化を図ります。	●臨港消防署の改築工事着手(2010年度) ●幸消防署の改築運用開始(2009年度)	●臨港消防署の完成、運用開始	●柿生出張所の基本・実施設計	●柿生出張所の改築工事、完成	事業推進 ●柿生出張所の運用開始(2014年度)

事業名	事業概要	計画期間の取組
庁舎等整備事業	迅速な出動体制や的確な消防業務運営を確保するため、老朽化した庁舎・施設・消防団器具置場等の改修・整備及び消防団器具置場用地の取得を推進します。	事業推進

② 消防活動体制の整備など災害対応力の向上

■現状と課題

- 電波法の一部改正により消防・救急無線がデジタル化され、現行のアナログ方式の使用期限が定められたことから、本市においてもデジタル方式へ移行する必要があります。
- 消防指令システムの老朽化への対応や、同システムと消防情報管理システムとの一層の情報連携の向上を図る必要があります。
- 局地的集中豪雨等により同時に多くの災害が発生した場合、迅速かつ効率的な消防・救助活動を行う必要があることから、消防指令システム等の高度化を進める必要があります。
- 消防団員の入団者が減少し、地域防災力が低下していることから、入団を促進していく必要があります。
- 365日運航体制確保のため、消防艇及びヘリコプターの計画的な整備及び更新を行う必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 消防・救急無線のデジタル化について、神奈川県との連携を踏まえた取組を進めます。
- 消防指令システムの更新とともに、消防のシステム全体の効率化や処理能力の向上などに向けた取組を推進します。
- 消防団員の確保対策については、市民に対し消防団活動の重要性、活動内容等をPRするとともに、町内会、企業等と協力体制を確保し、積極的な入団促進の取組を行います。
- 年次計画に基づき、消防艇及びヘリコプターの計画的な点検・整備及び更新を行います。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
消防・救急無線デジタル化事業 消防通信設備の整備を行い、消防隊・救急隊の迅速な出場の確保をします。	●消防・救急無線のデジタル化に向けた関係機関との調整	●共通波：実施設計 ●活動波：仕様書の作成、契約準備作業	●共通波：整備工事 ●活動波：整備工事		●共通波運用開始(2015年度) ●活動波運用開始(2014年度)
消防指令体制の整備 セーフティネットワークの窓口である指令センターにおける指令管理能力の整備を行います。	●消防指令システム更新に向けた検討	●消防指令システムの更新整備 ●消防OAシステムの更新整備、運用開始	●消防指令システム運用開始		事業推進
消防団に関する事務 消防団員数の確保及び必要機材の整備を行います。	●消防団員の確保 ●消防団活動の広報の実施	●消防団員の確保 ●消防団活動の広報の実施			事業推進
消防艇管理業務 消防力を維持するため、消防艇を計画的に更新するとともに、適正な点検・整備を行います。	●消防艇(第5・第6川崎丸)の年次計画に基づく整備・更新等	●消防艇(第5・第6川崎丸)の年次計画に基づく整備等		●第5川崎丸の更新に向け、仕様概要の検討	事業推進
ヘリコプター整備事業 消防力を維持するため、消防ヘリコプターを計画的に更新するとともに、適正な点検・整備を行います。	●消防ヘリコプター(そよかぜ1号・2号)の年次計画に基づく整備・更新等	●消防ヘリコプター(そよかぜ1号・2号)の年次計画に基づく整備等	●そよかぜ2号の更新機種の検討、調整		事業推進



事業名	事業概要	計画期間の取組
警防活動事業	指揮情報隊訓練を実施し、災害対応能力の向上を図ります。	事業推進
消防車両等管理業務	消防力を維持するため、消防車両等を計画的に更新するとともに、適正な点検・整備を行います。	事業推進
警防資器材等管理業務	的確な警防活動を維持するため、災害現場で使用する警防資器材等の整備を図ります。	事業推進
活動計画・出場計画に関する業務	災害活動現場で活動する消防隊活動の指針及び事前措置計画の策定を図ります。	事業推進
特殊災害対策業務	特別高度救助隊及び高度救助隊を効果的に運用し、NBC災害等多様化する災害に対応できる体制を構築します。	事業推進
救助活動事業	消防隊及び救助隊の基礎能力、応用能力及び部隊連携等の充実強化と総合的な災害対応力の向上を図ります。	事業推進
出場指令業務	119番通報に対して迅速かつ適切な出場指令業務を実施します。	事業推進
航空関係業務	夜間救急搬送及び大規模災害発生時に対応できるよう、ヘリコプターの飛行訓練等を行います。	事業推進

【基本施策 Ⅰ－２－(４)】治水・雨水対策の推進

① 雨水の適正な処理

■現状と課題

- 近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や、気候変動、ヒートアイランド現象が原因とされる局地的な集中豪雨などによる浸水被害が増加しているため、効果的な浸水対策が求められています。
- 2009 年度末の下水道の雨水整備率は

55.1%に向上しましたが、2000～2009 年度に報告された浸水被害は、床上浸水 175 件を含む 869 件となっていることから、雨水排水施設等の効率のかつ効果的な整備が求められています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 水害に強いまちづくりを進めるため、5 年に 1 回程度(時間雨量 52mm)の降雨に対処する下水道の整備を進めます。また、ポンプ排水区や浸水頻度の高い区域については、浸水状況を考慮して 10 年に 1 回程度(時間雨量 58mm)の降雨に対処する整備を進めます。
- 大師河原地区などの浸水対策として、浸水対策機能のほかに合流改善対策にも有効な大師河原貯留管の整備を進めます。
- 貯留管の整備などハード面の対策に加え、浸水実績図の公表などソフト面での対策も進め、自助・共助を促進するとともに、関連事業者や市民が一体となった総合的な浸水対策を推進します。
- 水害に強いまちづくりをめざすため、既存施設を最大限に有効活用した浸水対策技術など、新たな技術の開発に取り組みます。

■具体的な事業と事業内容・目標

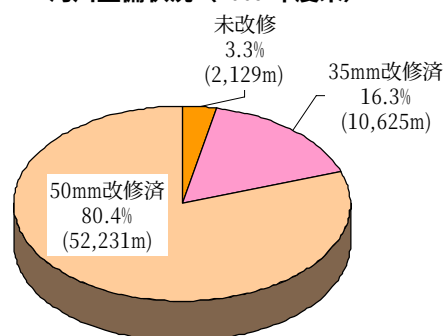
事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
管きょ施設の整備・再整備事業(再掲) 管きょ施設の耐震化、汚水の未整備区域の解消、合流式下水道の改善や浸水地区の雨水管整備などを進めます。また、標準耐用年数を経過した管きょ施設などを健全な状態に再生することで、事故を未然に防止し、良好な下水道サービスを提供します。	●管きょ施設(汚水・雨水)の整備 ①汚水未整備区域の解消 ②浸水地区の雨水管整備 ●地震対策(管きょ施設の耐震化)の推進 ●入江崎処理区の下水道管きょ再整備 ●大師河原貯留管の整備	●管きょ施設(汚水・雨水)の整備 ①汚水未整備区域の解消 ②浸水地区の雨水管整備 ●地震対策(管きょ施設の耐震化)の推進 ●下水道管きょ施設の適正な再整備 ●大師河原貯留管の整備			事業推進
下水道計画業務(再掲) 安全で快適なまちづくりや持続的発展が可能な下水道整備等を推進するため、効率的、効果的な計画を策定し、実施します。	●下水道に関する基本計画の策定・改定並びに下水道事業の運営 ●浸水実績図の公表	●下水道事業の効率的かつ効果的な推進に向けた計画の立案・執行管理 ●浸水実績図の公表			事業推進
下水道技術開発業務(再掲) 下水道事業を効率的かつ効果的に推進するための課題解決に向け、高度処理、合流改善、地球温暖化対策、浸水対策などについて既存施設を最大限活用した技術開発を進めます。	●下水道技術に関する調査研究 ①地球温暖化対策技術及び省エネルギー対策技術 ②資源・エネルギーの有効利用技術 ③高度処理技術 ④合流式下水道の改善技術 ⑤新しい下水道技術	●下水道技術に関する調査研究 ①地球温暖化対策技術及び省エネルギー対策技術 ②資源・エネルギーの有効利用技術 ③既存施設を活用した高度処理技術 ④雨水対策施設 ⑤下水道における新技術の適用性			事業推進

② 河川の整備

■現状と課題

- 近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や、局部的集中豪雨の多発による洪水被害が発生しており、効率的かつ効果的な治水対策や浸水対策が求められています。
- 氾濫など危険性がある河川は、計画的な河川改修により洪水被害を防ぐ必要があります。
- 河川改修により、治水安全度を高め、災害に強い川づくりを進めるとともに、地域の意見を反映しながら、自然環境等に配慮した改修を行う必要があります。

河川整備状況（2009 年度末）



(本市調べ)

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 本市の河川改修は、時間雨量 50mm に対応できる整備を実施しており、引き続き河川改修事業を行い、災害に強い川づくりを進めます。
- 五反田川の水を直接多摩川に地下トンネルで放流する五反田川放水路整備事業を引き続き推進し、放流部立坑築造は 2012 年度末の完成に向けて工事を進めます。
- 平瀬川支川は、基本計画に基づき引き続き事業を推進し、時間雨量 50mm に対応する河川改修を行い、改修率を現在の 60% から 70% 以上に高めるとともに、地域意見を反映しながら、親しみのある水辺空間の確保や環境に配慮した護岸等の改修事業を推進します。

- 矢上川は、河川改修工事を推進し、宮前平駅周辺における冠水被害の低減を図ります。



五反田川放水路整備事業

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
五反田川放水路整備事業 五反田川及び二ヶ領本川流域の浸水被害対策として、五反田川の増水した水を直接多摩川に放流する放水路の整備を推進します。	●放流部立坑築造工事	●放流部立坑築造工事	●放流部立坑築造工事完了		事業推進
	●トンネル部築造工事	●トンネル部築造工事			●トンネル部築造工事完了(2014年度)



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
河川改修事業 一級河川の改修により治水の安全度を高めるとともに環境に配慮した「多自然川づくり」により都市環境の向上を図ります。	●平瀬川支川の河川改修の推進 ①護岸改修工事 ②橋りょう架け替え詳細設計(人道橋)	●平瀬川支川の河川改修の推進 ①護岸改修工事 多自然川づくり改修に向けた修正設計 ②橋りょう架け替え工事(人道橋)	●平瀬川支川の河川改修の推進 ①護岸改修工事、用地取得 ②橋りょう架け替え詳細設計	●平瀬川支川の河川改修の推進 ②橋りょう架け替え工事着手・整備推進 ●平瀬川改修の推進(トンネル部用地測量)	事業推進
準用河川等改修事業 準用河川及び普通河川の改修により治水の安全度を高めるとともに雨水浸透機能の保全・回復・推進による河川環境の再生を推進します。	●矢上川河川改修詳細設計 ●麻生川魚道設置、河床整備の推進	●矢上川河川改修工事着手 ●麻生川魚道設置、河床整備	●矢上川河川改修工事 ●麻生川魚道設置、河床整備完了		事業推進
河川維持補修事業 河川のしゅんせつ、除草などの維持管理や水門などの河川施設の保守点検・補修により、水害の防止や環境の保全を図ります。	●河川の維持補修計画の策定	●河川の維持補修計画に基づく維持補修の推進 ①河川のしゅんせつ除草等 ②水門等河川施設の保守点検・補修		●第2期河川維持補修計画の策定に向けた取組(現状把握調査など)	事業推進 ●第2期河川維持補修計画の策定
河川計画業務 既存の貯留施設等を考慮した効率的かつ効果的な整備のあり方や、地域ニーズに配慮した川づくりについて検討します。	●既存貯留施設の実態調査 ●二ヶ領用水竣工400年記念事業	●河川の状況調査及び貯留施設活用検討 ●二ヶ領用水総合基本計画改定に向けた検討、素案の作成	●二ヶ領用水総合基本計画改定	●河川の整備計画策定に向けた検討	事業推進

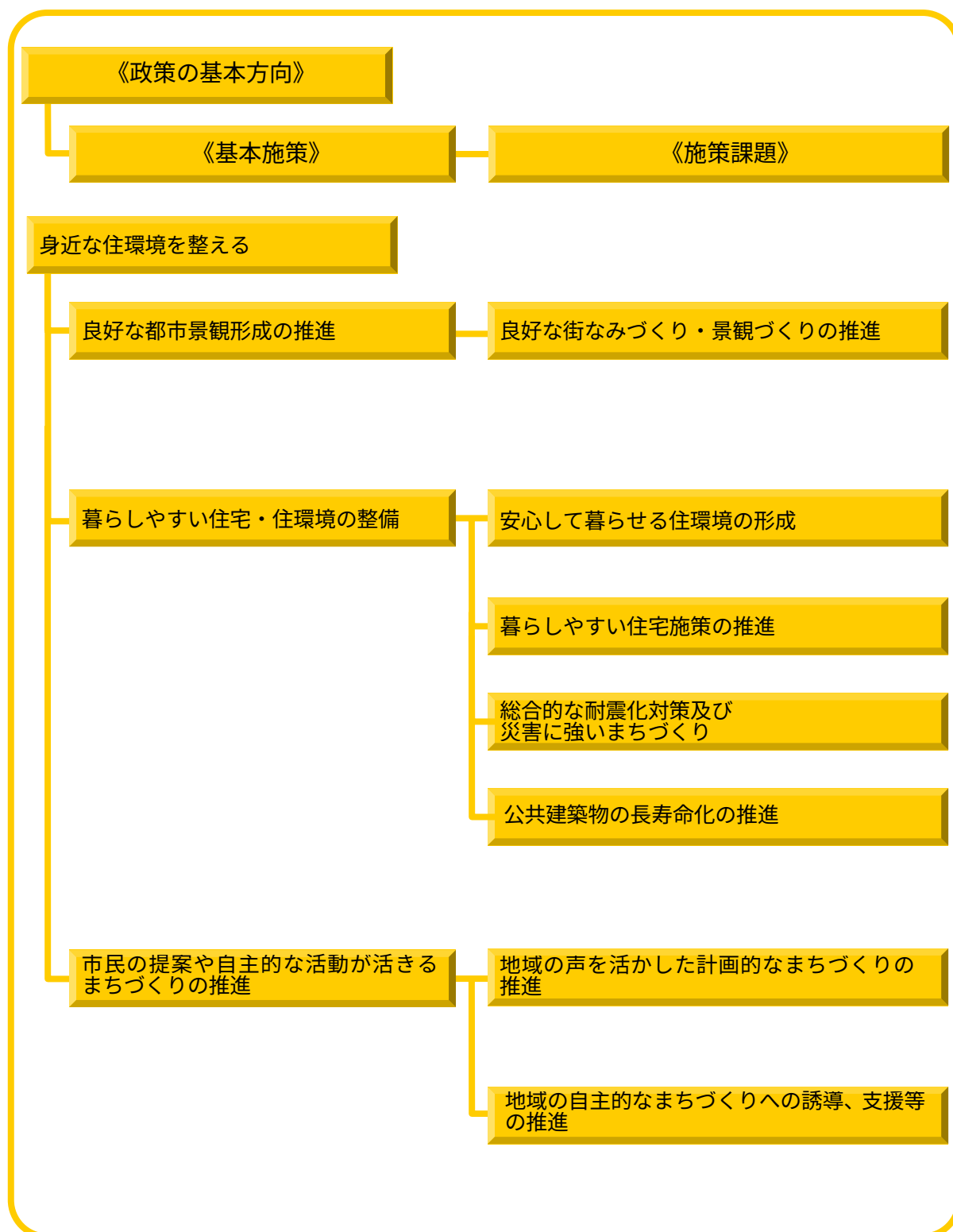
事業名	事業概要	計画期間の取組
河川管理	堰堤、調整池、水位計などの河川管理施設の適切な管理を行います。	事業推進
渋川沿川環境改善推進事業(再掲)	賑わいとうるおいのあるまちづくりに向けて、元住吉駅周辺における渋川の整備を推進します。	事業推進

河川管理区分

種別	管理者	概要
一 級 河 川	国土交通大臣 または 県知事	国土保全上または国民の経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。
	直轄管理区間	一級河川のうち、国土交通大臣が直接管理する区間。国土交通大臣管理区間または指定区間外区間とも呼ぶ。
	指定区間	一級河川のうち、国土交通大臣が指定する区間で、県知事が管理を行う区間。
	協定区間	一級河川の指定区間のうち、県知事と市長の協定により定められた区間で、市長が河川工事及び河川の維持を行う区間。
準 用 河 川	市長	一級河川及び二級河川として指定されていない河川で、管理上ある程度の規制を必要とするものについて、市長が指定し、管理する河川。
普 通 河 川	市長	公共の水流及び水面のうち、一級河川、二級河川又は準用河川として指定されていない河川で、市長が管理する河川。

Ⅰ－３ 身近な住環境を整える

市民が暮らしやすいというおいのある住環境の整備に向けて、景観施策の推進や狭あい道路対策などにより良好な市街地の形成を促進するとともに、良質な居住環境の確保や、市民主体のまちづくりへの支援などに取り組めます。



【基本施策 Ⅰ-3-(1)】良好な都市景観形成の推進

① 良好な街なみづくり・景観づくりの推進

■現状と課題

- 都市拠点や地域が育んできた旧街道の面影が残る街なみ、身近な自然である多摩川の沿川など、それぞれの地域の個性・地域資源を活かした良好な都市景観の形成に向けた一層の取組が求められています。
- また、こうした取組の実現に向けては、市民の主体的なまちづくり活動とともに、事業者・行政との協働による景観づくりを進めていく必要があります。
- 河川・道路・公園などの公共空間は、多くの人が利用するため、これらの整備にあたっては、周辺環境や景観に配慮した公共空間づくりに向けて、行政が先導的な役割を担っています。
- また、多摩川など豊かな自然環境を都市の景観に活かして、自然と調和したうまいのある街なみ形成を進めていくことが重要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 整備が進められている川崎駅や武蔵小杉駅周辺地区等の拠点においては、景観形成を先導する重要な地区として「景観計画特定地区」に指定し、個性と魅力ある景観づくりを推進します。
- 市民が主体となって取り組む地区を「都市景観形成地区」に指定し、届出制度等により、建築物の形態や色彩などの誘導を進めます。また、景観施策の情報提供や啓発活動を実施するとともに、公開空地の工事助成などの支援を行い、市民・事業者・市との協働による良好な街なみづくりを進めます。
- 公共空間づくりのこれまでの取組状況や市街地整備の進捗等を踏まえ、「公共空間景観形成ガイドライン」の更新に向けた取組を進め、周辺環境や景観に配慮した公共施設等整備を推進します。
- 多摩川景観形成ガイドラインを活用し、多摩川と周辺市街地との自然環境が調和した魅力的な景観づくりをめざし、民間事業者への建築物の形態や色彩などの誘導を進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
都市景観形成推進事業 景観計画に基づき、市民・事業者・市との協働により個性と魅力ある景観づくりを進めます。	●都市拠点や旧街道などにおいて、景観計画特定地区の指定拡充など景観づくりの推進 ●フォーラムの開催など景観施策の情報提供、啓発活動の実施 ●市民主体の街なみづくりの取組の促進	●都市拠点や旧街道などにおいて、景観計画特定地区の指定拡充など景観づくりの推進 ●フォーラムの開催など景観施策の情報提供、啓発活動の実施 ●市民主体の街なみづくりの取組の促進			事業推進
街なみ誘導助成事業 都市景観形成地区等において、公開空地の工事等の助成を行い、地域文化を活かした快適で潤いのある都市景観の形成を推進します。	●都市景観形成地区等において、街なみ形成に資する公開空地の工事等の助成制度の創設(2009年度)	●都市景観形成地区等において、街なみ形成に資する公開空地の工事等の助成			事業推進
公共空間景観整備推進事業 公共空間づくりの取組等を踏まえ、ガイドライン更新に向けた取組を進め、景観等配慮した公共施設等の整備を進めます。	●公共空間景観形成ガイドラインに基づく取組の推進	●公共空間景観形成ガイドラインに基づく取組の推進	●公共空間景観形成ガイドラインの更新に向けた調査・検討	●公共空間景観形成ガイドラインの更新に向けた関係者との調整	事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
多摩川景観形成推進事業 多摩川景観形成ガイドラインを活用し、多摩川や周辺との環境が調和した魅力的なまちづくりを推進します。	●多摩川景観形成ガイドラインを活用した景観づくりの誘導等	●多摩川景観形成ガイドラインを活用した景観づくりの誘導等			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
河川改修事業 (再掲)	一級河川の改修により治水の安全度を高めるとともに環境に配慮した「多自然川づくり」により都市環境の向上を図ります。	事業推進
準用河川等改修事業 (再掲)	準用河川及び普通河川の改修により治水の安全度を高めるとともに雨水浸透機能の保全・回復・推進による河川環境の再生を推進します。	事業推進
水路整備事業 (再掲)	水路の環境整備を図り、水辺との一体的な空間を創出し、水と緑のネットワークの形成に努めます。	事業推進
屋外広告物管理事業 (再掲)	屋外広告物の適正な管理及び市民協力員と一体となった路上違反広告物の除去により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止します。	事業推進

【基本施策 Ⅰ-3-(2)】暮らしやすい住宅・住環境の整備

① 安心して暮らせる住環境の形成

■現状と課題

- 本市の市街地は、南部では戦災復興事業やまちの発展に伴う市街化が進められ、一方、北部では宅地開発による新たな住宅市街地の開発が進められ、市域にある約7割の建物が住宅で占められています。
- こうした中、近年では拠点整備が進む一方、周辺では既成市街地の整備・改善や老朽化した建築物の建替えなど市街地環境の向上が必要となっています。
- また、密集住宅市街地における住環境の改善や狭い道路の解消などが課題となっています。
- そのため、災害に強く、安全で安心して暮らせる住環境の形成を図ることが必要となっています。
- 総合調整条例に基づき、市民と事業者の相互理解を促すなど、適切な調整を行うことにより、引き続き、良好な市街地形成を図る必要があります。
- 2011年7月の地上アナログ放送の終了に伴い、公共建築物の適切な対策等が必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 良好な住環境の形成に向け、土地・建物の共同化や建替えを支援するとともに、土地区画整理事業等の事業支援を行います。
- 特に重点的に改善すべき密集住宅市街地（小田2、3丁目地区、幸町3丁目地区）については、災害に強い、安全で快適な住環境の形成を図るため、戸建住宅の不燃化の促進、狭い道路の解消等を図るための誘導とともに、国の動向等も踏まえた改善促進策を策定し、更なる取組を推進します。
- これまでの運用を踏まえ、総合調整条例及び紛争調整条例の手続きの見直しなどを行い、市民と事業者とのより一層の相互理解を促すなど適切な調整を図り、良好な市街地形成を推進します。
- 地上アナログ放送の終了にあわせて、公共建築物のテレビ電波障害対策等を完了します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
優良建築物等整備事業 土地・建物の共同化や老朽化した建築物の建替えを支援することにより、既成市街地の整備・改善を進め、良好な住環境の形成を図ります。	●優良建築物等整備事業 ①川崎駅北口地区第2街区10番地地区の整備促進 ②川崎駅北口地区第2街区11番地地区の整備促進 ③戸手4丁目北地区の事業調整 ●戸手4丁目北地区公共施設等整備に向けた調整 ●民間建築物吹き付けアスベスト対策事業の推進	●優良建築物等整備事業 ①川崎駅北口地区第2街区10番地地区の完成 ②川崎駅北口地区第2街区11番地地区の完成 ③戸手4丁目北地区の事業調整 ●戸手4丁目北地区公共施設等整備 ①歩道・雨水管の設計 ●民間建築物吹き付けアスベスト対策事業の推進	●優良建築物等整備事業 ④新規地区の事業調整 ①歩道・雨水管の整備着手 ②公園の設計	●優良建築物等整備事業 ①②歩道・雨水管・公園の整備	事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
土地区画整理事業 民間活力による土地区画整理事業の支援により、安全で快適な住宅市街地の形成を図ります。	●事業支援 ①新丸子東3丁目地区の整備促進 ②殿町3丁目地区の事業認可、整備着手 ●新規地区の事業調整	●事業支援 ①新丸子東3丁目地区の完成 ②殿町3丁目地区の整備促進 ●新規地区の事業調整	●事業支援	●事業支援	事業推進
狭あい道路対策事業 狭あいな道路の拡幅舗装整備により、地域の生活環境の改善と安全で住み良いまちづくりを推進します。	●建物建替え時における後退用地の舗装整備の推進 ●既に後退している用地の所有者に対して制度の周知及び舗装整備の推進	●建物建替え時における後退用地の舗装整備の推進 ●既に後退している用地の所有者に対して制度の周知及び舗装整備の推進			事業推進
密集住宅市街地整備促進事業 重点的に改善すべき密集住宅市街地(小田2、3丁目及び幸町3丁目地区)における災害に強い住環境の形成を図ります。	●重点的に改善すべき密集住宅市街地(小田2、3丁目及び幸町3丁目地区)における災害に強い住環境の形成推進	●重点的に改善すべき密集住宅市街地(小田2、3丁目及び幸町3丁目地区)における災害に強い住環境の形成推進 ①共同住宅建替促進事業 ②住宅不燃化促進事業 ③重点路線区画道路拡幅整備の助成(拡幅促進、寄付促進) ④地域啓発活動の実施、広報等業務の推進 ●国の動向等を踏まえた改善促進策の検討			事業推進
まちづくり対策事業 総合調整条例及び紛争調整条例に基づき、事業計画の早期公開、住民説明等の手続き、近隣紛争に関するあせせん・調停を行い、市民と事業者との相互理解を促すなど、適切な調整を行うことにより、良好な市街地形成を推進します。	●総合調整条例及び紛争調整条例の見直し検討	●総合調整条例及び紛争調整条例の見直し調整・改正	●総合調整条例及び紛争調整条例の施行	●条例の適正な運用	事業推進
市施設によるテレビ電波障害対策の地上デジタル放送事業 地上デジタル放送に対応した適切なテレビ電波受信障害防除対策を実施します。	●電波障害対策の実施	●電波障害対策の実施、完了(7月まで) ●既存電波障害対策施設の撤去	●完了		
住居表示調査等事業 住居表示の実施により、住所をわかりやすくし、市民生活の利便性の向上を図ります。	●住居表示の実施(高津区下作延・久地地区(2010年度))	●住居表示の実施(幸区小倉地区)	●住居表示の実施(幸区鹿島田地区)	●住居表示の実施(高津区末長地区)	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
建築開発指導審査事務	建築・開発に関する証明や住宅用家屋証明の発行及び建築基準法に係る許認可や建築物等の違反是正指導等に係る業務を行います。	事業推進
建築確認等指導業務	建築基準法に基づく建築物の確認・検査、各種相談業務を行います。	事業推進
開発行為指導監督	都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的に、開発許可等の適正かつ迅速な許認可業務を行います。	事業推進
指定道路図等整備事業	建築基準法に基づく指定道路図等を作成し、指定道路に関する情報を適切に管理・公開します。	事業推進
マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく指導審査業務	老朽化したマンションが適切な時期に円滑に建替えが進められるよう建替組合や民間事業者に対して法律上の指導・助言等を行い、市民生活の向上、良好な居住環境を推進します。	事業推進

② 暮らしやすい住宅施策の推進

■現状と課題

- 住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル・居住ニーズの多様化などが大きく変化しており、住まい方に対する関心も高まっています。
- 長期にわたり良好な状態で使用するための住宅の普及や適切な維持管理など、良質な住宅ストックを将来にわたって継承することが重要となっています。
- 高齢者世帯や子育て世帯、障害者世帯、外国人世帯等、誰もが居住環境の安定化が図られるよう、福祉施策と連携した住宅施策の推進が必要となっています。
- 市営住宅については、着実な耐震対策の推進と建物の老朽化に伴う設備の更新に対応するため、効率的かつ効果的な機能更新の取組が必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 住まいに関する多様な相談に応じられるよう、総合的な窓口相談等を実施します。
- 長期優良住宅や住宅性能表示制度等の住まい・まちづくりに関する講習会等を実施するとともに、子育て等あんしんマンションの認定や分譲マンションの共用部分の段差解消工事等の助成を行い、良質な住宅ストック形成のための支援を行います。
- 高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保を図るため、居住支援制度やあんしん賃貸支援事業を推進します。
- 「住宅基本計画」に基づき、「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」について、「かわさき資産マネジメントプラン」の考え方を踏まえて策定し、老朽化した市営住宅の耐震対策や計画的な建替え、設備等の長寿命化に向けた効率的かつ効果的な改善等を実施し、既存ストックの有効活用を図ります。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
住宅・マンション支援推進事業 住宅・マンションの長寿命化、適切な維持管理等、良質な住宅ストック形成のための支援を行います。	●住情報提供事業の実施、相談窓口拡充の検討 ●長期優良住宅適合証及び住宅性能評価書取得助成制度の実施 ●子育て等あんしんマンション認定制度の実施 ●マンション段差解消工事等費用助成制度の実施	●住まいに関する総合的な窓口相談等の実施 ●長期優良住宅や住宅性能表示制度等の住まい・まちづくりに関する講習会等を実施 ●子育て等あんしんマンション認定制度の実施 ●マンション段差解消工事等費用助成制度の実施			事業推進
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保と入居後の安定した居住の環境整備を支援します。	●居住支援制度の実施 ●あんしん賃貸支援事業の実施	●居住支援制度の実施 ●あんしん賃貸支援事業の実施			事業推進
住宅政策調査等推進事業 住宅基本計画に基づく総合的かつ計画的な住宅及び住環境の整備、民間住宅市場等の活用を推進します。	●住宅基本計画の改定に向けた取組の推進	●住宅基本計画の改定	●住宅基本計画に基づき、住宅及び住環境の整備に関する施策の推進		事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
市営住宅等ストック活用事業 老朽化が進み、設備面等で更新時期を迎える市営住宅の計画的な建替えや改善等を計画的に推進し、既存市営住宅ストックの有効活用を図ります。	●「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」の策定に向けた検討 ●建替事業 ●耐震改修事業	●「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」の策定 ●建替事業の推進 ●耐震改修事業の推進			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
特定公共賃貸住宅管理事業	中堅所得者の子育て世帯等が住宅を確保しやすくするため、既存特定公共賃貸住宅の有効活用を図り、適正な負担で良質な賃貸住宅を供給します。	事業推進
市営住宅等管理事業	住宅に困窮する世帯へ、効果的、効率的に市営住宅を提供するため、住宅事情や既存市営住宅ストックの状況などの実情や地方分権改革推進計画等を踏まえた新たな入居・管理制度の導入を図ります。	事業推進
公的賃貸住宅管理等推進事業	中堅所得者の子育て世帯等が住宅を確保しやすくするため、民間事業者等の協力により、既存特定優良賃貸住宅の有効活用を図ります。また、高齢社会の進展を踏まえ、高齢者に配慮した住宅の供給・誘導を図ります。	事業推進
高齢者住宅対策事業（再掲）	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行います。	事業推進
建築物環境配慮推進事業（再掲）	建築物環境配慮制度（CASBEE/川崎）を運用し、地球環境にやさしい建築物の普及促進を図ります。	事業推進
住宅相談事業（再掲）	住宅の修繕、新築及び増・改築に関する相談を行い、市民の住環境の改善を図ります。	事業推進

③ 総合的な耐震化対策及び災害に強いまちづくり

■現状と課題

- 他都市において近年の大規模地震や台風・集中豪雨等により、地すべりや土地の崩落など土砂災害や老朽化した住宅の崩壊など甚大な被害が発生しています。このため、宅地の防災対策や建築物の耐震対策などにより、安全性の向上を図る必要があります。
- 民間住宅、特定建築物、公共建築物、市営住宅等の建築物の総合的な耐震化の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、「耐震改修促進計画」に基づく耐震対策を着実に実施する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 宅地の擁壁改善等の防災工事の助成を行い、がけ崩れ等の宅地災害を予防し、安全性向上を促進します。
- 木造住宅や民間マンション、特定建築物について、耐震診断・改修工事等の助成を引き続き行い、総合的な耐震対策及び災害に強いまちづくりを促進します。
- 庁舎等公共建築物を安全・安心に利用できるよう、「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」等に基づき、耐震対策を着実に推進します。
- 「第3次市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」を策定し、老朽化した市営住宅の耐震対策等を推進します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
宅地防災対策事業 擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、崖崩れ等の宅地災害を予防し、安全性向上を促進します。	●宅地防災工事の助成	●宅地防災工事の助成			事業推進
急傾斜地崩壊対策事業 土砂災害から市民の生命を守るため、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び対策工事、ならびに土砂災害警戒区域等の指定及び周知について、県と連携して対策を促進します。	●地元要望による急傾斜地崩壊危険区域の新規指定・拡大 ●土砂災害警戒区域等指定に向けた協議・調整 ●ハザードマップの作成・配布準備	●地元要望による急傾斜地崩壊危険区域の新規指定・拡大 ●土砂災害警戒区域等指定に向けた協議・調整 ●ハザードマップの作成・配布、情報周知の充実			事業推進
建築物防災対策事業 木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行い、耐震化を促進します。	●耐震診断士の派遣による木造住宅の耐震診断の実施 ●木造住宅の耐震改修工事の助成	●耐震診断士の派遣による木造住宅の耐震診断の実施 ●木造住宅の耐震改修工事の助成			事業推進
民間マンション耐震対策事業 マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、耐震化を促進します。	●予備診断の助成 ●耐震診断の助成 ●耐震改修設計・工事の助成	●予備診断の助成 ●耐震診断の助成 ●耐震改修設計・工事の助成			事業推進
特定建築物耐震対策事業 地震災害を軽減するために事前の対策として耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、災害に強いまちづくりを促進します。	●耐震診断の助成 ●耐震設計の助成 ●耐震改修工事の助成	●耐震診断の助成 ●耐震設計の助成 ●耐震改修工事の助成			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公共建築物の耐震化事業 庁舎等の公共建築物の耐震診断を実施し、施設の補強工事等を推進することにより、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	●「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づく耐震対策の実施・更新 ●「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策実施方針」に基づく耐震対策の実施	●「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づく耐震対策の実施 ●「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策実施方針」に基づく耐震対策の実施			事業推進
市営住宅等ストック活用事業(再掲) 老朽化が進み、設備面等で更新時期を迎える市営住宅の計画的な建替えや改善等を計画的に推進し、既存市営住宅ストックの有効活用を図ります。	●「第3次市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」の策定に向けた検討 ●建替事業 ●耐震改修事業	●「第3次市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」の策定 ●建替事業の推進 ●耐震改修事業の推進			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
防災都市計画推進事業	都市の防災及び震災等の大規模災害からの計画的な市街地復興を推進するための都市計画のあり方を調査・検討します。	事業推進
町内会・自治会会館耐震化事業(再掲)	町内会・自治会会館の耐震化を促進し、施設の安全・安心の確保を図ります。	●2012年度事業完了

④ 公共建築物の長寿命化の推進

■現状と課題

- 本市の公共建築物は、1960年代後半以降の人口増加に伴い集中的に整備されており、10年後の2020年度以降には、現在ある公共建築物の約66%が築30年以上となり、集中して大規模修繕や施設更新の時期を迎えます。
- こうした中で、公共建築物の更新に向けては、適切な維持管理とともに、効率的かつ効果的な計画修繕による施設の長寿命化を図り、劣化・破損の未然防止と財政負担の軽減・平準化を一体的に進めていくことが必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「公共建築物の長寿命化」を「かわさき資産マネジメントプラン」の主要な取組として位置づけるとともに、2011年度に策定する「中長期保全計画」に基づき、公共建築物の適切な維持管理とあわせ、計画的な予防保全・修繕等による長寿命化の取組を推進します。
- 「住宅基本計画」に基づき、「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」について、「かわさき資産マネジメントプラン」の考え方を踏まえて策定し、設備等の長寿命化に向けた効率的かつ効果的な改善等を実施し、既存ストックの有効活用を図ります。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公共建築物の長寿命化対策 公共建築物の維持保全・修繕等更新への的確な対応を図るため、中長期保全計画に基づく取組を推進します。	●建築物調査結果を基に中長期保全計画の策定に向けた検討	●中長期保全計画の策定 ●中長期保全計画に基づく取組の推進 ①予防保全・修繕等に向けた設計	●中長期保全計画に基づく取組の推進 ②予防保全・修繕等の実施	●中長期保全計画に基づく取組の推進	事業推進
市営住宅等ストック活用事業(再掲) 老朽化が進み、設備面等で更新時期を迎える市営住宅の計画的な建替えや改善等を計画的に推進し、既存市営住宅ストックの有効活用を図ります。	●「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」の策定に向けた検討 ●建替事業 ●耐震改修事業	●「第3次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」の策定 ●建替事業の推進 ●耐震改修事業の推進			事業推進

【基本施策 Ⅰ-3-(3)】市民の提案や自主的な活動が活きるまちづくりの推進

① 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進

■現状と課題

- 都市拠点や市街地整備における土地利用にあたっては、地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導し、市街地環境を形成することが必要となっています。
- 近年のまちづくりにおいては、市民意識の高まりなどから、安全性や利便性の向上など多様化する市民ニーズに適切に対応するためには、市民と行政の協働の取組が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 地区計画など都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図ることにより、計画的なまちづくりを推進します。
- 地域の課題を地域自らが解決するための手法のひとつである都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の策定を推進するとともに、市民の声を活かした都市計画提案制度の活用などにより、市民と行政の協働によるきめ細やかなまちづくりを推進します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の適切かつ確な改定とその推進を図り、市民の声を活かした計画的なまちづくりを推進します。	●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づく計画的なまちづくりの推進	●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づく計画的なまちづくりの推進 ●保留区域における市街化区域編入手続きの推進	●第7回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等改定に向けた調査・検討 ●保留区域設定の調査・検討	●第7回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等改定に向けた調査・検討、川崎市素案の作成	事業推進
都市計画マスタープラン等策定・推進事業 地域のまちづくりの課題に対する効果的・効率的な解決に向けて、市民の声を活かした計画的なまちづくりを推進します。	●全体構想及び区別構想の計画的な進行管理・誘導 ●小杉駅周辺まちづくり推進地域構想の策定(2008年度)	●全体構想及び区別構想の計画的な進行管理・誘導 ●市街地整備や市民主体のまちづくり活動と連携したまちづくり推進地域別構想の策定・推進			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
地域地区等計画策定・推進事業	市民の意見や関係権利者の合意を踏まえながら、地区計画や防火地域の指定など、地域地区等の決定・変更等を行います。また、環境配慮のまちづくり誘導制度等の調査・検討を行います。	事業推進
都市計画地図情報・基礎調査等事業	適正な測量や都市計画の基本となる図面の作成を行い、測量成果の適切な利活用を推進するとともに、都市計画基礎調査を適切に実施し、さまざまな都市計画情報を提供します。	事業推進
都市施設の計画管理等事業	事業未着手の都市計画道路が全線整備されるまで、測量を継続実施し都市計画道路区域情報の更新を行うとともに区域情報提供の図面精度を高め市民サービスの向上を図ります。	事業推進

② 地域の自主的なまちづくりへの誘導、支援等の推進

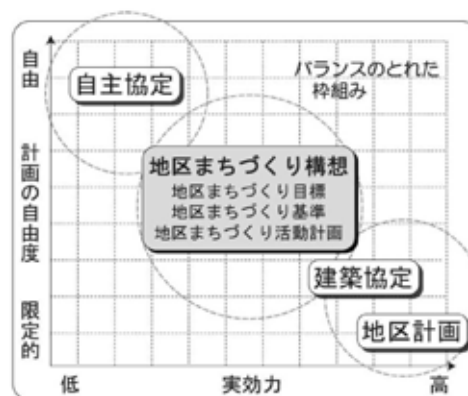
■現状と課題

- 地域の課題解決などに向けて、市民が主体となったまちづくり活動が増えている中で、「地区まちづくり育成条例」を制定し、2010年4月から運用を開始しました。今後も、地域

の自主的なまちづくりを支援し、市民と行政の協働により、地区の特徴を活かしたまちづくりの一層の取組が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「地区まちづくり育成条例」に基づき、まちづくり組織の認定、専門家派遣やまちづくり構想の策定、地区計画等の制度活用など、市民の自主的なまちづくり活動への誘導・支援の一層の展開を図り、地域ニーズ等に応じた市街地環境の形成を進めます。



「地区まちづくり育成条例」対象領域図

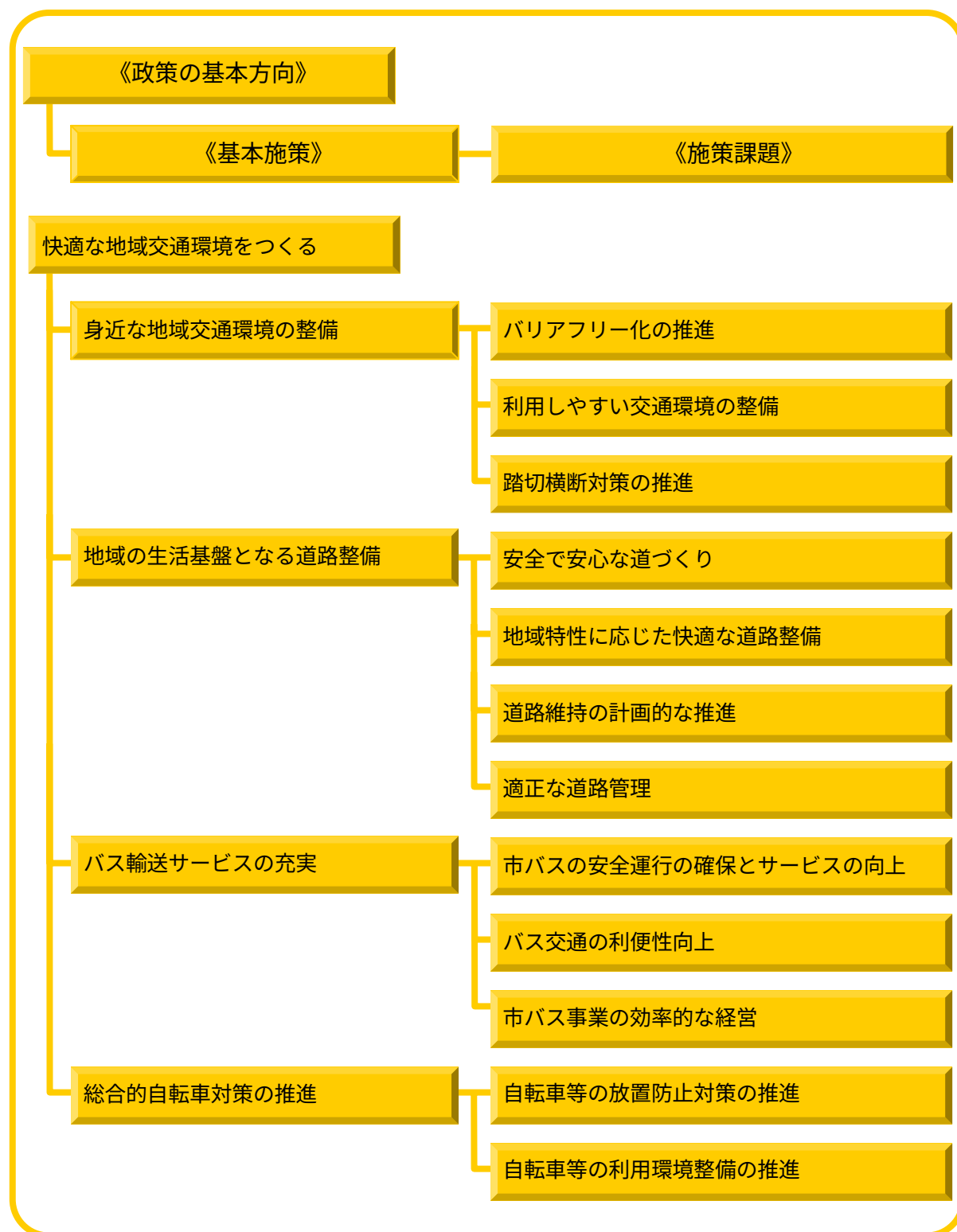
■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地区まちづくり推進事業 市民自らが合意形成を図りながらまちを育てていくことを支援し、市民主体のまちづくりを推進します。	●「地区まちづくり育成条例」の施行(2010年4月) ●条例に基づく地区まちづくりグループの登録(2010年度) ①井田みすぎ地区まちづくり協議会(中原区) ②月見台自治会・月見台まちづくり委員会(多摩区) ③二ヶ領用水宿河原堀まちづくり協議会(多摩区)	●条例に基づく地区まちづくり組織等の認定 ●地区まちづくり活動の誘導・支援			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
誘導的建築行政推進事業	都市計画法等の制限に加え、地区の実情に応じたきめ細かなルールを定めた「地区計画制度」や建築物に関する基準についての協定を認可する「建築協定制」などを用いて、良好な市街地環境の形成、維持及び保全を図ります。	事業推進

Ⅰ－４ 快適な地域交通環境をつくる

身近な地域で安全・快適に生活できるように、駅周辺などにおけるバリアフリー化の推進や、バス交通の利便性向上、生活道路の安全対策、さらには自転車の利用環境整備など、地域の交通環境の改善を推進します。



【基本施策 Ⅰ-4-(1)】身近な地域交通環境の整備

① バリアフリー化の推進

■現状と課題

- 高齢社会の進展を見据え、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に日常生活が送れるよう、バリアフリー対応の環境整備が必要となっています。
- また、買い物や通勤・通学などの日常生活において、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい交通機関をめざし、バリアフリーへの対応が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- バリアフリー法に基づき基本構想を策定した重点整備地区(川崎駅、武蔵小杉駅など8地区)については、公共施設等への主要な移動経路の整備完了後、引き続き、その他の経路についても点字ブロックの整備や歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進します。
- 重点整備地区以外のその他の地区においても、順次、「推進構想」を策定し、公共施設等への移動経路についてバリアフリー化を進めます。
- バリアフリーに対応したノンステップバスの導入を促進するなど、誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。
- 高齢化の進展等により施設利用を求めるニーズが多様化する中、福祉のまちづくり条例に基づき、安全で快適に誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 主要駅を中心としたバリアフリー重点整備地区の公共施設等への経路において、バリアフリー対策を推進します。	●重点整備地区(川崎駅、武蔵小杉駅、溝口駅、新百合ヶ丘駅、武蔵中原・武蔵新城駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、新川崎・鹿島田駅、宮前平・鷺沼駅周辺地区)で定める主要な経路の点字ブロックの整備、歩道段差解消等バリアフリー化の推進	●重点整備地区のバリアフリー化の推進 ●その他経路の点字ブロック整備・歩道の段差解消 ●推進構想を策定した地区のバリアフリー化の推進			事業推進
バリアフリー推進事業 重点整備地区の基本構想及びその他の地区の推進構想を策定します。	●バリアフリー重点整備地区の基本構想を策定(8地区) ●その他の地区(元住吉駅、高津・二子新地、平間・向河原・武蔵小杉駅、梶が谷・宮崎台駅、生田・読売ランド前・百合ヶ丘駅周辺地区)の推進構想を策定	●その他の地区において、バリアフリー推進構想の策定 ●小田急多摩線沿線地区 ●JR南武支線沿線地区	●その他の地区において、バリアフリー推進構想の策定 ●京急大師線沿線地区 ●柿生駅周辺地区	●その他の地区において、バリアフリー推進構想の策定 ●中野島・稲田堤駅周辺地区 ●津田山・久地・宿河原駅周辺地区	事業推進
民営ノンステップバス導入促進事業 民営バス事業者のノンステップバスの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	●ノンステップバスの導入補助	●ノンステップバスの導入補助 ●国の動向等を踏まえた促進策の検討	●促進策の策定 ●ノンステップバスの導入促進		事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
福祉のまちづくり普及事業	福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の情報発信を行うとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき建築物等の整備を促進します。	事業推進
民営鉄道駅舎エレベーター等設置事業	民営鉄道事業者が市内の駅舎にエレベーター等を設置する費用の一部を助成し、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい駅舎の整備を支援します。	事業推進
バリアフリーや環境に配慮した市バス車両の整備(再掲)	市バス車両を人と環境にやさしい車両に更新・導入します。	事業推進

② 利用しやすい交通環境の整備

■現状と課題

- JR 南武線については、渋滞や踏切部の解消・環境改善等に向け、武蔵小杉駅から武蔵溝ノ口駅間の連続立体交差化が完了し、尻手駅から武蔵小杉駅間については、連続立体交差事業の事業実施に向けた関係機関との協議・調査等を進めています。こうした中、武蔵溝ノ口駅以北の5駅については、片側改札口となっていることから、駅へのアクセス向上が求められています。
- 安全で快適な日常生活の実現に向けて、坂が多い丘陵地や路線バスのネットワークが利用しづらいなどさまざまな特性を持つ地域では、交通環境の改善が求められています。
- また、市民生活にとって身近な鉄道駅周辺においては、路上の違法駐車問題が生じています。また、公共交通機関の利用向上を図るため、交通環境の改善が重要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- JR 南武線武蔵溝ノ口駅以北の片側改札口の5駅については、関係機関との協議等を踏まえ、稲田堤駅の橋上駅舎化や津田山駅のエレベーター付き跨線橋整備の取組を推進し、鉄道による地域分断の改善や安全性・利便性の向上など駅へのアクセス向上に向けた取組を推進します。
- 地元住民が主体となったコミュニティ交通の導入に向けては、活動の技術的支援、交通事業者との調整、試行運行の実施など、進捗状況に応じた支援を行いながら、条件の整った地区における持続可能な本格運行の実施に向けた取組を推進します。
- 駐車施設の附置等に関する条例等に基づく適切な規模等の駐車場の設置誘導や拠点駅のバス停留所に運行状況等がわかるバスロケーションシステムの表示機導入補助を行い、利用しやすい駅周辺の交通環境の整備を推進します。
- 路線需要調査や外部有識者で構成する路線検討委員会の意見などを踏まえて、路線再編等の取組を進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
南武線駅アクセス向上等整備事業 駅へのアクセス性を向上し、鉄道による地域分断の改善や利用者の安全性・利便性の向上を図ります。	●駅アクセス向上方策の検討 ●関係機関との協議・調整 ●駅アクセス(稲田堤駅、津田山駅)基礎調査	●関係機関との協議等を踏まえた取組の推進 ●稲田堤駅の橋上駅舎化の基本設計 ●津田山駅のエレベーター付跨線橋の基本設計、概略設計	●概略設計 ●詳細設計	●詳細設計 ●整備着手	事業推進
コミュニティ交通支援事業 地域の特性やニーズを踏まえ、地元住民が主体となったコミュニティ交通の導入について、進捗状況に応じた支援を行いながら、持続可能な本格運行の実施に向けた取組を推進します。	●支援制度の制定(2008年度) ●地域協議会等への支援 ●試行運行等の実施	●地域協議会等への支援 ●条件の整った地区における本格運行の実施に向けた取組の推進 ●高石地区の本格運行開始			事業推進
駐車場整備計画業務 建築物の目的に応じて利用が見込まれる駐車場の台数や安全基準等について、協議、指導を行い、適正な規模等の誘導を図ります。	●駐車場法及び条例に基づく駐車場設置に係る協議・指導	●駐車場法及び条例に基づく駐車場設置に係る協議・指導 ●小規模建築物における物流調査	●小規模建築物における物流対策の検討		事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公共交通の移動円滑化の促進 利用しやすい交通環境整備の一環として、拠点駅のバスターミナルを中心にバスロケーションシステム導入補助を行い、公共交通機関の利便性の向上などの取組を促進します。	●公共交通の移動円滑化の促進	●バス停へのバスロケーションシステムの導入補助		→	事業推進
市バス路線・ダイヤの充実(再掲) 需要に応じたバス運行の改善を図るため、路線再編等を検討・実施します。	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行準備 ●カリタス線、有馬線等のダイヤ改正の準備 ●外部有識者による路線検討委員会の設置 ●JR横須賀線・武蔵小杉駅接続路線の新設 ●東扇島西公園への路線延伸 ●都市計画道路向ヶ丘遊園駅管生線整備に伴う小田急線向ヶ丘遊園駅接続路線の運行開始	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行開始 ●カリタス線、有馬線等のダイヤ改正の実施 ●路線検討委員会の意見等を踏まえた路線再編等の検討・実施	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行	→	事業推進

③ 踏切横断対策の推進

■現状と課題

- 市内 128 か所の踏切の中には、遮断時間の長時間化や歩行者や車の集中による混雑がみられる踏切が存在するため、優先して対策が必要な踏切を客観的な指標により 34 か所選定し、緊急対策踏切として整備計画に基づき改善対策を実施してきました。
- 引き続き、市内に存在する踏切の改善対策を進め、安全性の向上を図る必要があります。
- 踏切道の改善は、各踏切の状況に即した立体交差化等の「抜本対策」と構造改良等の「速効対策」の両輪による効果的な取組を行い、踏切の安全性の向上や交通の円滑化を図る必要があります。
- 踏切横断対策は、鉄道事業者等の関係機関と協議・調整を行い、連携して取り組む必要があります。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- これまでに対策を実施してきた緊急対策踏切 34 か所のうち、拡幅等が可能な箇所については更なる改善対策を行います。
- 緊急対策踏切以外の踏切のうち、通学路などの安全対策が必要な箇所を抽出し、踏切のカラー化や注意喚起標識の設置等「速効対策」に取り組み、踏切における安全性の向上や交通の円滑化を図ります。
- 「抜本対策」として、京浜急行大師線の連続立体交差事業を推進するとともに、JR南武線の尻手駅から武蔵小杉駅間の連続立体交差事業の事業実施に向けた調査や関係機関との調整を進め、交通渋滞と踏切事故の解消に向け取り組みます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
踏切道改善推進調査事業 計画的な踏切道の改善を推進し、踏切における安全性の向上を図ります。	●緊急対策踏切の対策実施の推進 ●その他の踏切の安全対策の検討	●緊急対策踏切及びその他の踏切の安全対策の実施に向けた調整			事業推進
安全施設整備事業(再掲) 交通安全対策及び移動の円滑化の取組を推進し、安全で快適に移動できる道路空間づくりを進めます。	●交通安全施設の維持整備の推進	●道路標識・防護柵の設置・更新、区画線の設置・更新等の維持整備事業の推進 ●緊急対策踏切の拡幅等整備の実施、その他の踏切のカラー化等安全対策の実施			事業推進
京浜急行大師線連続立体交差事業(再掲) 渋滞解消、踏切事故解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けた京浜急行大師線の連続立体交差化を推進します。	●段階的整備区間(小島新田駅から東門前駅間)の事業推進 ●段階的整備区間以降の整備に向けた取組の推進	●段階的整備区間(東門前駅～小島新田駅間)の事業推進 ●鈴木町駅～東門前駅間の整備に向けた取組の推進 ●第2期事業区間(別線区間)における関連事業等との調整		●段階的整備区間(東門前駅～小島新田駅間)の事業推進・産業道路立体交差化の完成	事業推進
JR南武線連続立体交差事業(再掲) 渋滞解消、踏切事故解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けたJR南武線の連続立体交差化を推進します。	●連続立体交差事業の事業実施に向けた調査・検討及びJRや国、横浜市など関係機関との調整	●JRや国、横浜市など関係機関との調整(合意形成に向けた取組) ●事業実施に向けた調査・検討(構造、工法の比較検討)	●事業実施に向けた調査・検討(事業採算性等の検討)		事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
街路整備事業(再掲)	都市活動を支える都市基盤としての都市計画道路の整備を推進します。	事業推進

【基本施策 Ⅰ-4-(2)】地域の生活基盤となる道路整備

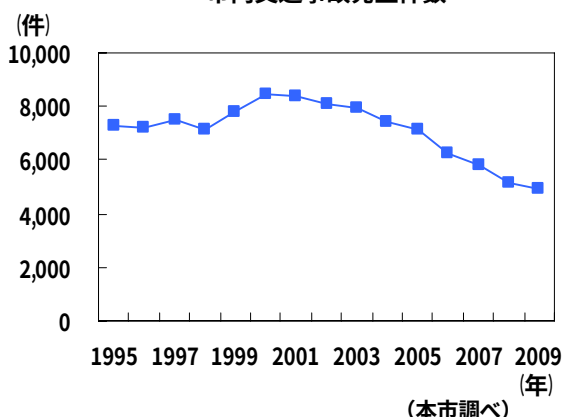
① 安全で安心な道づくり

■現状と課題

- 身近な生活基盤である道路は、その安全性、快適性などが求められることから、交通事故の防止や道路交通環境の改善に向け、歩道・交差点の安全対策を推進し、その効果が実感できるような取組が求められています。
- 夜間の交通事故防止や交通の円滑化を図るために、道路の照明灯などについて地域の状況に応じた適切な維持管理や更新が必要となっています。
- 生活道路の整備については、「自動車の円滑な通行」から「歩行者等の安全・快適化」へと軸足を移し、相互の適正なバランスのもとに計画的な整備を行う必要があります。

- 歩行者と自転車が安全・安心に通行できる道路空間の改善に向けて自転車通行環境整備に取り組む必要があります。

市内交通事故発生件数



■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 交通安全対策を計画的・集中的に実施する「あんしん歩行エリア」整備事業については、地域の意見を踏まえて、新たに重点的に行うエリアを各区1か所ずつ指定し、道路交通環境の改善に向けた取組を推進します。
- 道路照明灯は、地域の道路整備等の状況にあわせて、環境配慮した照明灯への更新を進めるとともに、適切な維持管理を行い、夜間の交通事故防止と交通の円滑化を図ります。
- 幹線道路や生活道路において、交差点のコンパクト化等の交差点改良を進めるとともに、歩道の拡幅等を実施し、安全性の向上・交通の円滑化などに向けた取組を推進します。
- 自転車通行環境整備として、これまでの取組を踏まえ、自転車通行環境整備方針を策定するとともに、市役所通りの整備を行い、歩行者及び自転車の通行環境の改善に向け取り組みます。

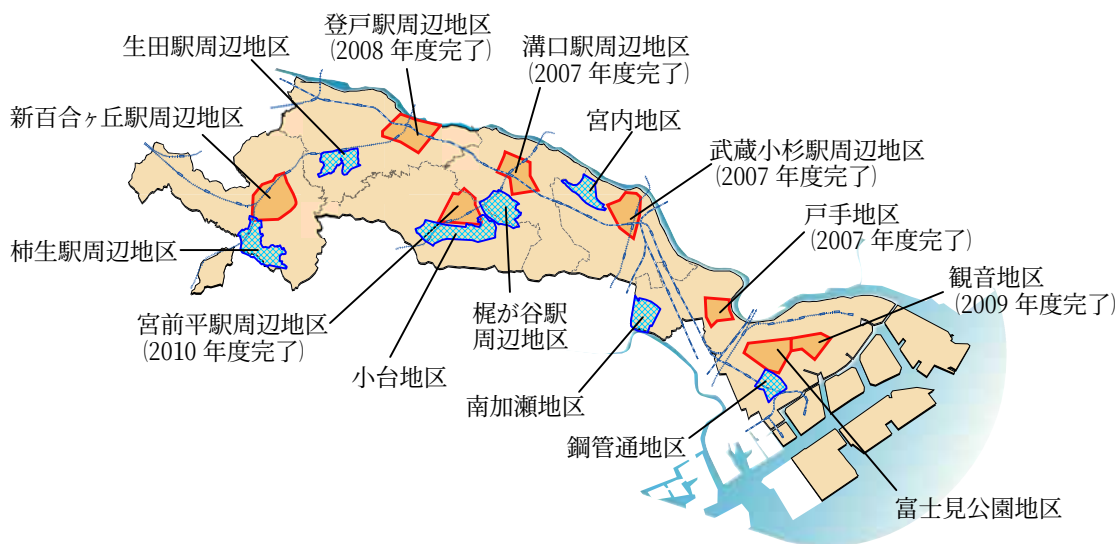
■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
あんしん歩行エリア整備事業 交通管理者及び市民の参加により整備計画が策定された8地区に続き、新たなあんしん歩行エリアを指定し、交通安全対策を実施します。	●6地区(観音、戸手、武蔵小杉駅周辺、溝口駅周辺、宮前平駅周辺、登戸駅周辺)の整備完了 ●2地区(富士見公園、新百合ヶ丘駅周辺)の整備推進	●あんしん歩行エリア(銅管通地区、南加瀬地区、宮内地区、梶が谷駅周辺地区、小台地区、生田駅周辺地区、柿生駅周辺地区)の交差点のカラー化等の実施 ●あんしん歩行エリア(富士見公園地区、新百合ヶ丘駅周辺地区)の歩道改築等の実施・整備完了			事業推進
道路照明灯整備事業 夜間の道路交通の安全を確保するため、適切に道路照明灯を整備・更新します。	●道路照明灯の設置、更新 ●道路照明灯の適切な維持管理	●道路照明灯の設置、更新 ●道路照明灯の適切な維持管理			事業推進

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
交差点改良事業 主要幹線道路の交差点や住宅地・商業地の生活道路における交差点の改良により、安全性の向上及び移動の円滑化を図ります。	●交差点改良による交通環境改善の推進	●交差点のコンパクト化、生活道路のカラー化等交差点改良による交通環境改善の推進			事業推進
歩道設置事業 歩行者と自動車交通の分離や段差解消を図ることで歩行者が安全で安心して移動できる歩道空間を創出します。	●歩道の新設、改築、拡幅等の推進	●歩道の新設、改築、拡幅等の推進			事業推進
自転車通行環境整備事業 自転車の通行環境を先行整備と計画的な整備の両面から実施し、安心して通行できる道路空間を形成します。	●先行事業として、新川崎地区、富士見通りの整備完了、市役所通りの整備検討	●自転車通行環境整備方針の策定に向けた検討 ●市役所通り関係機関協議	●自転車通行環境整備方針の策定	●対象路線の整備に向けた協議・調整	事業推進
安全施設整備事業 交通安全対策及び移動の円滑化の取組を推進し、安全で快適に移動できる道路空間づくりを進めます。	●交通安全施設の維持整備の推進	●道路標識・防護柵の設置・更新、区画線の設置・更新等の維持整備事業の推進 ●緊急対策踏切の拡幅等整備の実施、その他の踏切のカラー化等安全対策の実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
私道舗装助成事業	公道とすることが困難な私道の舗装の新設及び補修工事、又は階段補修を行うものに対して、助成金を支給し、生活環境の向上を図ります。	事業推進

「あんしん歩行エリア」対象地区



② 地域特性に応じた快適な道路整備

■現状と課題

- 道路は市民に密接した地域の生活基盤であるため、安全で快適な道路環境整備が必要です。
- 道路は、人と車の移動空間を提供するだけでなく、地域によって、景観形成、環境、防災対策、コミュニティ形成の場など求められる機能が多様なことから、地域のニーズを的確に把握し、特性に応じた道路整備が必要となっています。
- 老朽化の著しい橋りょうや円滑な通行の妨げとなっている橋りょうについては、架け替えや拡幅整備を行い、円滑な通行の確保とともに、車や歩行者の安全性・信頼性の確保が求められています。その他の橋りょうについては、効率的・計画的な維持管理などによる長寿命化に向けた取組が必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 地域特性や多様な市民ニーズを把握し、市道の歩車道の拡幅など道路の改良を進め、より便利で利用しやすい地域の道路づくりを推進します。
- 道路整備や民間開発の整備にあわせ、「無電柱化整備方針」に基づき、地域の特性を考慮した電線類の地中化を行い、災害時の緊急輸送路の確保、良好な街なみ形成、バリアフリー化などを図り、誰もが安全で快適に利用しやすい交通環境の整備を進めます。
- 地域交通の確保及び車や歩行者の安全性・信頼性の確保に向けて、江ヶ崎跨線橋の架け替え事業を推進し、2012年度完成に向け工事を進めます。また、宮内新横浜線橋りょう部である等々力大橋(仮称)については、東京都と連携し、整備に向けた調査の実施、詳細設計等を行います。柿生陸橋については、拡幅整備に向けた検討や関係者との協議・調整を行い、円滑な車両通行の確保に向け取り組みます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
道路改良事業(市道) 地域の特性に応じた歩車道の拡幅・電線類の地中化などを行い、安全で快適な地域の交通環境を確保します。	●道路改良事業の推進 南幸町渡田線他1路線、宮前6号線他16路線 ●無電柱化整備方針の策定	●道路改良事業の推進 ①南幸町渡田線 ②宮前6号線、横浜生田線他の道路整備	●道路改良事業の推進 ①南幸町渡田線電線共同溝完成	●道路改良事業の推進	事業推進
橋りょう整備事業 橋りょうの新設や老朽化の著しい橋りょうなどの架け替えにより、円滑な車両通行及び歩行者等の安全を確保します。	●橋りょう整備の推進 ①江ヶ崎跨線橋架け替え工事 ②宮内新横浜線橋りょう部(等々力大橋(仮称))の調査	●橋りょう整備の推進 ①江ヶ崎跨線橋架け替え工事 ②等々力大橋(仮称)の測量等調査 ③柿生陸橋拡幅整備に向けた調査、関係機関との調整	●橋りょう整備の推進 ①江ヶ崎跨線橋架け替え工事完了 ②等々力大橋(仮称)の地質調査等	●橋りょう整備の推進 ②等々力大橋(仮称)の詳細設計等	事業推進
橋りょう長寿命化事業(再掲) 橋りょうの適切な維持管理を実施し、長寿命化に向け、計画に基づき修繕を実施します。	●「橋梁長寿命化修繕計画」の策定	●長寿命化修繕計画に基づく事業推進 ①計画に基づく点検の実施	●長寿命化修繕計画に基づく事業推進 ②計画に基づく修繕の推進	●長寿命化修繕計画に基づく事業推進	事業推進
事業名	事業概要				計画期間の取組
道路改良事業(国県道)(再掲)	都市活動を支える都市基盤としての国道・県道の整備を推進します。				事業推進
街路整備事業(再掲)	都市活動を支える都市基盤としての都市計画道路の整備を推進します。				事業推進

③ 道路維持の計画的な推進

■現状と課題

- 高度成長期に集中して建設された道路や、これまでに整備を進めてきたエスカレーター・エレベーターなどの移動支援施設について、更新時期が到来することや、バリアフリー化による施設の増加などから、安全性や快適性の確保とともに、中長期的な視点に立ち施設ごとの特性をとらえた適切な維持管理を行うことが求められています。
- 台風や集中豪雨など気象変化に起因した道路冠水による道路交通障害や道路施設の老朽化による事故を未然に防止するなど、道路の安全性の確保を図る必要があります。
- 橋りょうについては、多くの施設が更新時期を迎えるため、効率的・計画的な維持管理などによる長寿命化に向けた取組が必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 市民生活の中で、日常的に利用される道路などを常に良好な状態に保つとともに、効率的かつ計画的な維持管理手法の検討を進め、経営的視点を踏まえた道路維持修繕計画を策定します。
- 道路冠水による道路交通障害については、雨水排水施設の改善整備など、道路の安全性確保に向けた対策を進めます。
- エスカレーター・エレベーターなどの移動支援施設については、道路施設の安全性の確保に向け、更新事業を推進します。
- 橋りょうの長寿命化に向けて、「かわさき資産マネジメントプラン」と連携して予防保全型の管理手法を取り入れながら、長寿命化修繕計画に基づき適切な点検、修繕を実施します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
道路維持修繕事業 道路等の適正な維持補修を実施するとともに、経営的視点を踏まえた管理手法を検討します。	●道路維持修繕計画の策定に向けた取組の推進(現状の把握と課題の抽出) ●道路冠水による道路交通障害に対する対策の実施(主要地方道川崎府中及び一般県道川崎町田対策工事) ●低騒音舗装補修の実施 ①一般国道132号 ②主要地方道東京大師横浜 ●川崎駅東西自由通路エスカレーター等の更新の実施	●道路維持修繕計画の策定に向けた検討(幹線道路における車道舗装等) ●道路冠水による道路交通障害に対する対策の実施(市道浮島町1号線対策工事) ●低騒音舗装補修の実施 ①一般国道132号 ③主要地方道鶴見溝口 ●川崎駅東西自由通路エスカレーター等の更新の実施	●道路維持修繕計画の策定(幹線道路における車道舗装等) ●道路冠水による道路交通障害に対する対策の実施(扇町地内道路及び市道浮島町2号線対策工事) ●低騒音舗装補修の実施 ④一般国道409号 ●川崎駅東口地下連絡通路エスカレーター等の更新の実施	●道路維持修繕計画の策定に向けた検討(道路重要構造物) ●道路冠水による道路交通障害に対する対策の実施(一般県道川崎町田(柳町地内)の調査・設計) ●低騒音舗装補修の実施 ●武蔵小杉駅構外エスカレーター等の更新の実施	事業推進
橋りょう長寿命化事業 橋りょうの適切な維持管理を実施し、長寿命化に向け、計画に基づき修繕を実施します。	●「橋梁長寿命化修繕計画」の策定	●長寿命化修繕計画に基づく事業推進 ①計画に基づく点検の実施	●長寿命化修繕計画に基づく事業推進 ②計画に基づく修繕の推進	●長寿命化修繕計画に基づく事業推進	事業推進
橋りょう補修事業 計画的かつ適切な維持管理により、車両通行及び歩行者等の安全を確保します。	●適切な橋りょう補修の推進	●橋りょう調査 ●調査に基づく橋りょう補修の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
耐震対策等橋りょう整備事業 安全で安心な都市基盤の構築に向けて橋りょうの耐震対策を推進します。	●橋りょうの耐震化の推進	●橋りょうの耐震化の推進		→	事業推進
道路舗装事業 道路の舗装等の性能の向上や未舗装道路の整備等を進め、円滑な交通環境の確保及び生活道路の環境向上を図ります。	●道路舗装改良及び新設等の推進	●道路舗装改良及び新設等の推進		→	事業推進
川崎港海底トンネル改修事業(再掲) 東扇島への唯一のアクセスルートである川崎港海底トンネルの機能確保に向けた維持改修を実施します。	●トンネル本体や防災設備等の老朽化対策等の改修工事 ●換気所の老朽化対策の基本設計	●トンネル本体、防災設備や換気所等の老朽化対策等の改修工事 ●川崎港海底トンネル本体の維持管理計画の策定に向けた調査・検討	●トンネル本体の維持管理計画の策定	●維持管理計画に基づく、トンネル本体の適切な維持管理の実施 ●換気所設備の維持管理計画の調査・検討	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
川崎港海底トンネル維持整備事業(再掲)	適正な維持管理により良好な状態を維持し、交通の円滑化及び利用者への安全性、利便性の確保を図ります。	事業推進

④ 適正な道路管理

■現状と課題

- 屋外広告物を適正に管理するとともに、路上違反広告物に対して地域と行政が連携した取組を行い、良好な景観形成を確保する必要があります。
- 道路等の管理においては、空間を安全で有効に機能させるため、道路等占用物を適切に管理することや、道路損傷や不法行為等の早期

発見と迅速な処理が求められています。

- 土地に関する権利保全の適正化、円滑な土地取引のため土地情報の明確化などを図るため、引き続き地籍調査に取り組む必要があります。
- 適正な管理の継続に向けて、多様な手法による管理を検討する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 屋外広告物について必要な規制を実施し許可制度を適切に行い、業者登録制度を導入して優良な広告業者の育成を図るとともに、市民ボランティアと連携した路上違反広告物の除去を推進して屋外広告物を適正化することで、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止します。
- 本市が管理する道路（水路及び河川も含む）の継続的なパトロールを実施し、道路損傷箇所の早期発見や、許可なく建設又は設置される家屋・工作物の早期発見に努め、対策や是正措置を適切に行うことで、良好な道路空間

の確保、不法占拠の防止に取り組みます。また、道路・河川・水路等の不法占拠者に対しては、継続的に指導を行い、不法占拠の解消に向けた対策を実施します。

- 国土調査法に基づく地籍調査を実施し、土地に関する権利保全の適正化、不動産取引・公共事業・境界復元の円滑化、課税の適正化等に努めます。
- 道路等の管理にあたっては、資産の有効活用の視点を取り入れた管理手法について検討します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
屋外広告物管理事業 屋外広告物の適正な管理及び市民協力員と一体となった路上違反広告物の除去により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止します。	●屋外広告物許可業務の業者登録制度の導入に向けた取組 ●路上違反広告物の除去	●屋外広告物許可業務の業者登録制度の実施、適正な許可業務の実施 ●路上違反広告物の除去			事業推進
道水路不法占拠対策事業 道路、水路及び河川の適正管理のため、不法占拠の解消に取り組めます。	●行政財産の適正管理 ●不法占拠者に対する継続的な行政指導の実施による不法占拠解消	●道路パトロール等の実施による不法占拠の予防・早期発見 ●不法占拠者に対する継続的な行政指導の実施による不法占拠解消に向けた取組の推進			事業推進
地籍調査事業 国土調査法に基づく地籍調査により、権利保全の適正化、不動産取引・公共事業・境界復元の円滑化、課税の適正化等を図ります。	●地籍調査の推進	●地籍調査の推進			事業推進
事業名	事業概要				計画期間の取組
占用業務管理	道路の占用物件等の管理を適切に行うとともに、放置自動車等の路上放置物件を処理し、道路の適正な管理を行います。				事業推進
道水路台帳整備事業	道路法に基づく道水路の適切な管理を図るため、公共基準点を使用する測量を推進し、道水路台帳の数値化の整備を進めます。				事業推進
測量助成事業	私道を市道に移管するため、公園混雑地区に必要な測量等の費用を助成することにより、公園混雑地区の解消とともに、私道の市道化を促進します。				事業推進
道路計画調査事業(再掲)	道路整備プログラムの適切な進行管理を行うとともに道路を取り巻く現状や新たな社会的要請を踏まえ、今後の道路整備の円滑な推進とあわせて計画的な管理の手法等について検討を進めます。				事業推進

【基本施策 Ⅰ-4-(3)】バス輸送サービスの充実

① 市バスの安全運行の確保とサービスの向上

■現状と課題

- 輸送の安全性の向上をめざした運輸安全マネジメントに基づき、事故防止に向けた取組とともに、営業所の運行管理の改善に向けた取組を推進しています。
- 都市計画道路などの都市基盤の整備の進展、少子高齢化の進行や社会経済環境の変化など、需要に応じたバス運行の改善が課題となっています。
- 地球温暖化対策を推進するため、市バスもハイブリッドバスの計画的な導入など、二酸化炭素の排出を削減する取組を行っています。
- バス停留所施設の老朽化等に対応し、お客様の快適性をさらに向上させていく必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 運輸安全マネジメントに基づき、事故防止年間計画の策定・実施、ドライブレコーダーの活用等による安全教育の充実と運行管理の改善などを図り、更なる輸送の安全性の向上に取り組めます。
- (仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行を2011年度に開始します。
- 路線需要調査や外部有識者で構成する路線検討委員会の意見などを踏まえて、路線再編等に取り組めます。
- 人と環境にやさしい市バスをめざして、どなたにも利用しやすいバリアフリー対応のバスに更新するとともに、環境に配慮した低公害型バスを計画的に導入します。
- バス停留所施設について、既存老朽化施設の更新や、未整備箇所への新設を計画的に行います。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
運輸安全マネジメントの推進 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全性の向上に向けた取組を実施します。	●輸送の安全に関する計画に基づく安全対策の実施 ●安全対策の検証及び改善	●輸送の安全に関する計画に基づく安全対策の実施 ●安全対策の検証及び改善			事業推進
市バス路線・ダイヤの充実 需要に応じたバス運行の改善を図るため、路線再編等を検討・実施します。	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行準備 ●カリタス線、有馬線等のダイヤ改正の準備 ●外部有識者による路線検討委員会の設置 ●JR横須賀線・武蔵小杉駅接続路線の新設 ●東扇島西公園への路線延伸 ●都市計画道路向ヶ丘遊園駅管生線整備に伴う小田急線向ヶ丘遊園駅接続路線の運行開始	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行開始 ●カリタス線、有馬線等のダイヤ改正の実施 ●路線検討委員会の意見等を踏まえた路線再編等の検討・実施	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行		事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
バリアフリーや環境に配慮した市バス車両の整備 市バス車両を人と環境にやさしい車両に更新・導入します。	●バリアフリー法に適合したノンステップバス及びワンステップバスの計画的な更新 (2010年度末 低床バス導入率97.0%) ●環境に配慮した低公害型バスの計画的な導入 (2010年度末 環境対応車導入率48.6%)	●バリアフリー法に適合したノンステップバス及びワンステップバスの計画的な更新 (2011年度末 低床バス導入率99.1%) ●環境に配慮した低公害型バスの計画的な導入 (2011年度末 環境対応車導入率57.9%)	(2012年度末 低床バス導入率100%) (2012年度末 環境対応車導入率59.8%)	(2013年度末 環境対応車導入率61.9%)	事業推進
停留所施設等の改善・充実 お客様サービスの向上に向けて、バス停留所施設を計画的に更新・新設します。また、広告付きバス停留所上屋の活用を推進します。	●上屋の整備 ●照明付停留所標識の整備 ●停留所ベンチの充実	●上屋の整備 (10基) ●照明付停留所標識の整備 (20基) ●停留所ベンチの充実 (50脚)	(11基) (20基) (50脚)	(10基) (20基) (50脚)	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
運行管理体制と研修内容の改善	安全、正確、快適な輸送サービスを確実に提供するため、民間事業者等の手法を活用するなど、点呼執行や研修内容等の見直しを図ります。	事業推進
職員計画の検討・実施	市バスの安全・正確な運行の確保やお客様サービスの向上に向けて職員計画を検討し実施します。	事業推進
市バスの接客サービスの向上	お客様満足度の向上をめざして、交通局職員の接客能力の向上等を図ります。	事業推進
職員の意識改革の推進	市バス事業はサービス業であることを認識し、交通局全職員においてプロ意識の徹底を図ります。	事業推進
乗車券等の改善	お客様の利便性向上のため、ICカード乗車券の普及等を図ります。	事業推進
市バスのイメージアップの推進	市バスのイメージアップを推進し、市バス利用者の増加を図ります。	事業推進
市バスナビの充実	全路線でサービスを行っている市バスナビの充実を図ります。	事業推進
市民向け広報業務・総合案内の充実	市バス利用者へのサービス向上を図るため、「市バスマップ」や「交通局ニュース」など、広報や総合案内の充実を図ります。	事業推進
市バスサービス標準の構築・運用	お客様サービス施策の評価・改善を図るため、交通局独自のPDCAサイクルを構築し、運用します。	事業推進

② バス交通の利便性向上

■現状と課題.....

- 自動車交通に比べ環境負荷が低く安全性の高いバス交通は、今後も地域社会における主要な交通機関として期待されますが、バス運行情報の的確な提供など利用者の立場に立った輸送サービスの向上を促進する必要があります。
- 買い物や通勤・通学などの日常生活において、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい交通機関をめざし、バリアフリーへの対応が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組.....

- 拠点駅のバス停留所に運行状況等がわかるバスロケーションシステムの表示機導入補助を行い、利用しやすいバス交通を促進します。
- バリアフリーに対応したノンステップバスの導入を促進するなど、誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公共交通の移動円滑化の促進 (再掲) 利用しやすい交通環境整備の一環として、拠点駅のバスターミナルを中心にバスロケーションシステム導入補助を行い、公共交通機関の利便性の向上などの取組を促進します。	●公共交通の移動円滑化の促進	●バス停へのバスロケーションシステムの導入補助			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
民営ノンステップバス導入促進事業(再掲)	民営バス事業者のノンステップバスの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	事業推進

③ 市バス事業の効率的な経営

■現状と課題

●市バス事業の経営健全化計画である「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」（２００９～２０１３年度）に基づき、お客様サービスの向上と経営改善を推進し、計画期間最終年度の単年度収支均衡と計画期間後における持続可能な経営基盤の確立をめざしています。

●乗車料収益の動向が不透明な中で、高齢化の進展などに伴う需要変化に的確に対応した市バスサービスを安定的に提供する事業運営が課題となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

●「ステージアップ・プラン」を着実に推進するとともに、今後の経営環境の変化に対応するため、２０１３年度に「新たな経営計画」を策定します。

●２０１１年度から菅生営業所の管理委託を、２０１２年度から上平間営業所の第２期管理

委託を実施します。また、井田営業所の管理運営について、引き続き委託化に向けた検討を進めます。あわせて、管理委託評価委員会による委託営業所の評価・検証を引き続き実施します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
経営計画の策定・推進 「ステージアップ・プラン」を着実に推進するとともに新たな経営計画を策定します。	●「ステージアップ・プラン」の着実な推進	●「ステージアップ・プラン」の着実な推進		●「新たな経営計画」の策定	●「新たな経営計画」の着実な推進
市バス営業所の管理委託 市バス営業所について管理委託を実施します。	●菅生営業所の管理委託の準備 ●上平間営業所の管理委託評価委員会による評価・検証 ●井田営業所の管理運営の委託化に向けた検討	●菅生営業所の管理委託の開始 ●上平間営業所の管理委託 ●井田営業所の管理運営の委託化に向けた検討 ●管理委託評価委員会による委託営業所の評価・検証	●菅生営業所の管理委託 ●上平間営業所の第２期管理委託の開始	●上平間営業所の第２期管理委託	事業推進
市バス路線・ダイヤの充実(再掲) 需要に応じたバス運行の改善を図るため、路線再編等を検討・実施します。	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行準備 ●カリタス線、有馬線等のダイヤ改正の準備 ●外部有識者による路線検討委員会の設置 ●JR横須賀線・武蔵小杉駅接続路線の新設 ●東扇島西公園への路線延伸 ●都市計画道路向ヶ丘遊園駅管生線整備に伴う小田急線向ヶ丘遊園駅接続路線の運行開始	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行開始 ●カリタス線、有馬線等のダイヤ改正の実施 ●路線検討委員会の意見等を踏まえた路線再編等の検討・実施	●(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム線の運行		事業推進



事業名	事業概要	計画期間の取組
経営の効率化の推進	業務や組織体制の見直しなどにより効率的な経営を推進します。	事業推進
民間的経営手法の検討・導入	川崎市バス事業アドバイザー・ボードを運営し、事業運営、経営改善に向けて民間企業の経営手法等について専門的見地からの意見を踏まえ、事業への反映等を検討し、導入します。	事業推進
附帯事業の企画・立案	市バス事業の経営に資するため、局資産の有効活用など附帯する事業について企画・立案します。	事業推進
収入増加策の推進	ラッピングバスの増車等による広告の拡大を推進し、増収を図ります。	事業推進
貸切バス事業	市内の小中学校や地域の需要に応じた輸送サービスを提供します。	事業推進

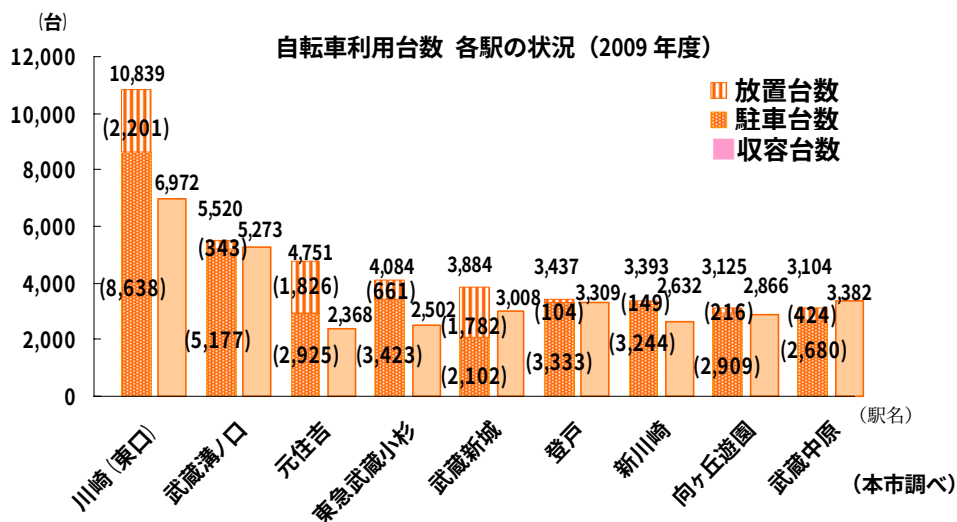
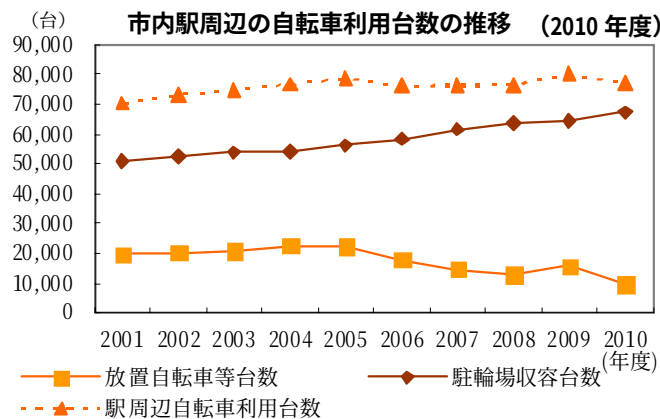
【基本施策 Ⅰ－４－(４)】総合的自転車対策の推進

① 自転車等の放置防止対策の推進

■現状と課題

- 自転車は環境にやさしく身近な交通手段として多くの市民に利用されている一方で、駅周辺等における放置自転車は歩行者の安全な通行や消防・緊急活動の障害、街なみ景観を悪化させる要因となっています。
- 放置自転車問題は、駅や地形の条件によって異なることから、地域の特性に応じた施策展開や市民・事業者等との連携による取組など地域と協働した対策が必要となっています。

- 放置自転車対策の一つとして、駐輪場の新設・増設が必要となりますが、駅周辺においては、駐輪場としてまとまりのある用地を確保することは困難な状況であるため、公有地の立体的空間利用を考慮した駐輪場の整備など、多様な整備手法による取組が必要です。



■計画期間(2011～2013年度)の取組

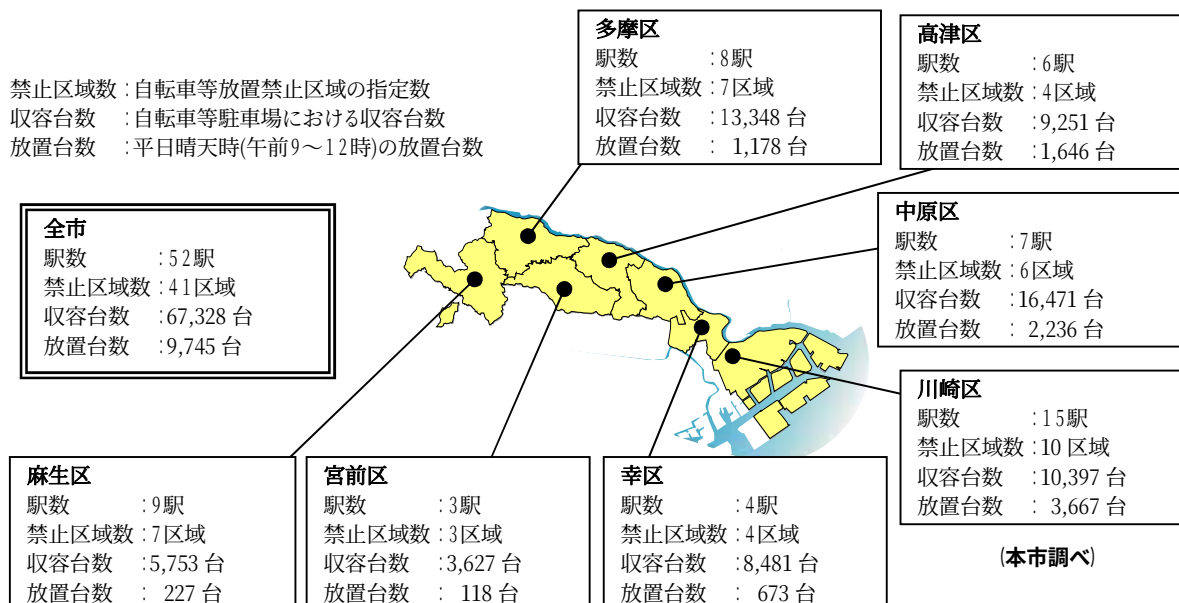
- 放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、市民や事業者等との連携による継続的な啓発活動や自転車等放置禁止区域の拡大などソフト施策の取組とともに、公有地の立体的空間利用も含め、多様な整備手法による駐輪場の整備に取り組み、地域の特性に応じた自転車対策を進めます。

- 川崎駅東口周辺地区の自転車対策については、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画」に基づき、安全で快適な歩行空間の確保と自転車の通行環境の構築や適正な自転車利用の誘導、公有地等を活用した効率的かつ効果的な駐輪場の整備など総合的な取組を推進します。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車の解消に向けた駐輪場整備や放置禁止区域の指定など、放置自転車防止対策を推進します。	●駐輪場の整備推進 主な取組箇所 ①川崎駅東口周辺 ②溝口駅南口周辺 ③新川崎駅周辺 ●放置禁止区域の指定の推進	●総合的な放置自転車対策への対応 ①駅周辺の放置禁止区域の指定の拡大(二子新地駅、宿河原駅、黒川駅) ②ソフト施策の推進 ・整理誘導員による誘導・啓発の実施 ・放置自転車撤去の徹底 ③溝口駅南口広場駐輪場の設計	●総合的な放置自転車対策への対応 ①放置禁止区域の指定の拡大に向けた調整	●総合的な放置自転車対策への対応	事業推進 ④新川崎駐輪場完成(2014年度)
	●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画の策定 路上駐輪場代替施設 ・宮本町地内(いさご車庫)駐輪場の整備	●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画に基づく取組の推進 ①安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築 ②適正な自転車利用の誘導 ③効率的・効果的な駐輪場整備・活用 路上駐輪場代替施設 ・宮本町地内(いさご車庫)駐輪場の完成 ・本町地内(旧水道営業所用地)駐輪場の詳細設計	●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画に基づく取組の推進 ・市役所通り通行環境整備	●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画に基づく取組の推進	
自転車通行環境整備事業(再掲) 自転車の通行環境を先行整備と計画的な整備の両面から実施し、安心して通行できる道路空間を形成します。	●先行事業として、新川崎地区、富士見通りの整備完了、市役所通りの整備検討	●自転車通行環境整備方針の策定に向けた検討 ●市役所通り関係機関協議	●自転車通行環境整備方針の策定 ●市役所通りの自転車通行環境整備	●対象路線の整備に向けた協議・調整	事業推進

駐輪場の整備等の状況(2010年6月)



② 自転車等の利用環境整備の推進

■現状と課題

- 自転車利用者の利便性等を考慮した利用環境整備の推進などによる放置自転車問題の解消に向けた取組が求められています。
- 施設整備などのハード面の施策とあわせて、既存駐輪場の利用率向上を図るなど、多様な自転車利用者に対応するソフト面の施策を行うことが必要です。
- 放置自転車問題については、地域の特性に応じた取組と民間の活力を活かした取組が求められます。
- 歩行者と自転車が安全・安心に通行できる道路空間の改善に向けて自転車通行環境整備に取り組む必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

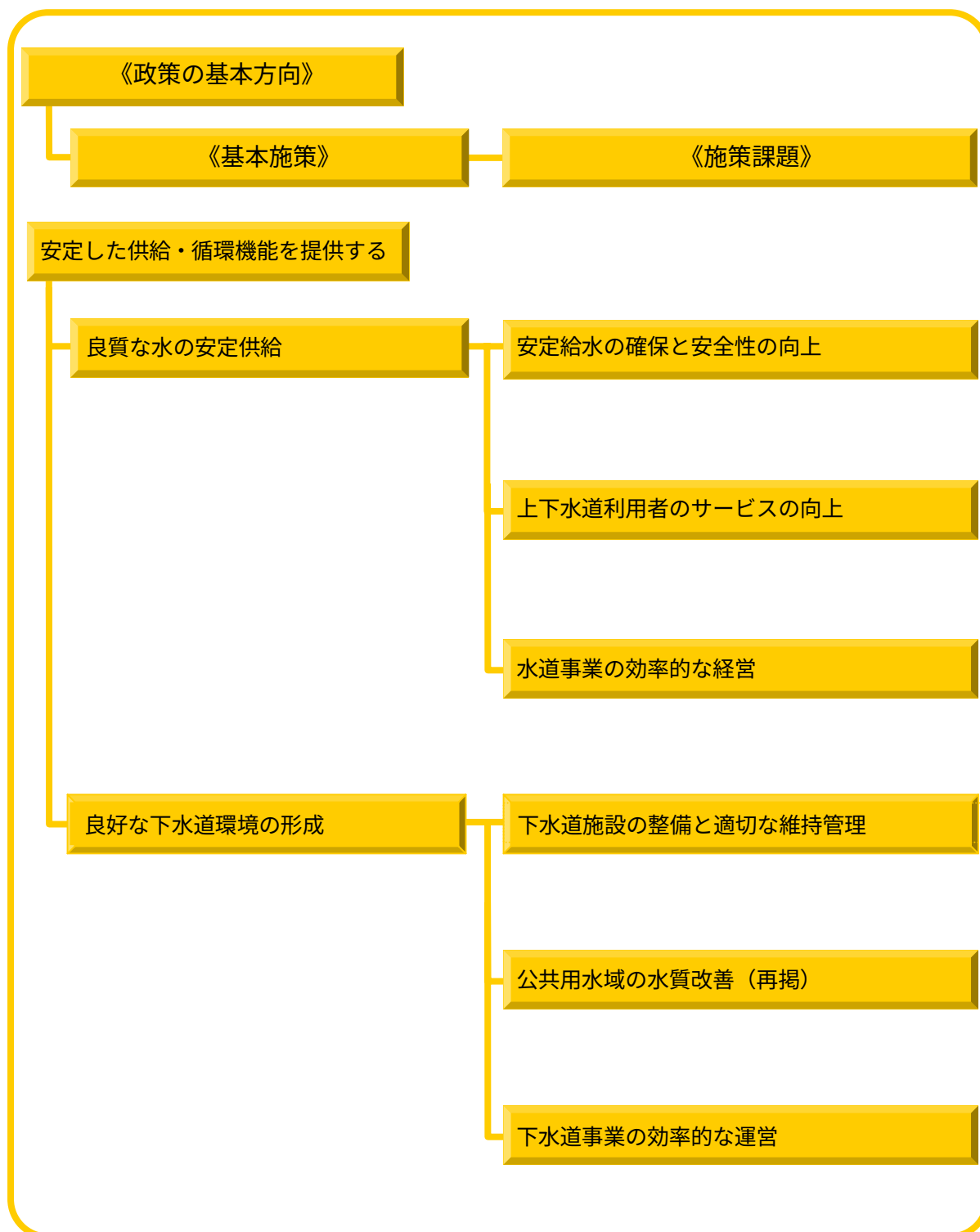
- 周辺環境や施設特性に応じた料金設定や、短時間の利用者に配慮した利用時間制料金などの「新たな料金体系」の導入により、適正な駐輪場の利用を促進し、駐輪場の利用率の向上を図ります。
- 自転車利用者等に対する駐輪場への誘導や、マナー向上に向けた啓発活動などの取組を進めます。
- 鉄道事業者と連携した駐輪場整備や「自転車等駐車場の附置に関する条例」に基づく民間事業者の商業施設等の整備にあわせた駐輪場の確保とともに、民間駐輪場整備に対する助成制度の導入など、民間による駐輪場整備の促進を図ります。
- 駐輪場の管理運営について指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした取組を推進することで、駐輪場の利用環境を改善して駐輪場の利用促進を図ります。
- 自転車通行環境整備として、これまでの取組を踏まえ、自転車通行環境整備方針を策定するとともに、市役所通りの整備を行い、歩行者及び自転車の通行環境の改善に向け取り組めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
自転車利用環境整備事業 駐輪場の利用促進や自転車を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	●駐輪場利用促進に向けた取組の実施 ・「新たな料金体系」に向けた条例案策定(2010年度) ●駐輪場への誘導などソフト施策の実施 ●附置義務条例など民間による駐輪場整備の促進	●駐輪場利用促進に向けた取組の実施 ・駐輪場の「新たな料金体系」の実施に向けた条例改正等手続 ●駐輪場への誘導などソフト施策の実施 ●民間駐輪場助成制度導入に向けた検討 ●駐輪場の指定管理者の導入の検討	●駐輪場利用促進に向けた取組の実施 ・駐輪場の「新たな料金体系」の実施 ●民間駐輪場助成制度の導入など民間による駐輪場整備の促進 ●駐輪場の指定管理者の導入	●駐輪場利用促進に向けた取組の実施 ・駐輪場の「新たな料金体系」の実施後の検証	事業推進
自転車通行環境整備事業(再掲) 自転車の通行環境を先行整備と計画的な整備の両面から実施し、安心して通行できる道路空間を形成します。	●先行事業として、新川崎地区、富士見通りの整備完了、市役所通りの整備検討	●自転車通行環境整備方針の策定に向けた検討 ●市役所通り関係機関協議	●自転車通行環境整備方針の策定 ●市役所通りの自転車通行環境整備	●対象路線の整備に向けた協議・調整	事業推進

Ⅰ－５ 安定した供給・循環機能を提供する

市民生活に必要なライフラインとして、水源水質の保全などにより、安全な飲み水を確実に提供するとともに、下水の処理・浄化を推進し、快適な都市環境の確保を図ります。



【基本施策 Ⅰ－５－(1)】良質な水の安定供給

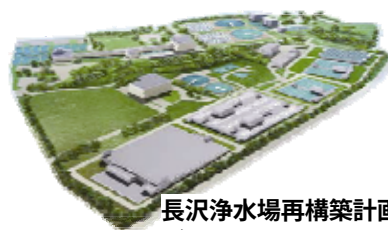
① 安定給水の確保と安全性の向上

■現状と課題

- 水道事業は、1921年に多摩川を水源として給水を開始して以来、人口の急増や産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため事業を拡張してきました。このため、集中的な整備を行った水道施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えています。こうした中、良質な水を安定して供給するために、水道施設の更新を計画的に実施することが課題となっています。
- 水道水の更なる安全性の向上と漏水の防止のため、鉛製給水管を含む老朽給水管の取替を計画的に行うことが必要です。
- 地震発生時に被災者に飲料水等を供給するため、災害対策用貯水槽及び応急給水拠点の整備を進める必要があります。また、震災時のライフラインの安全性の向上のため、老朽化した水道施設の更新とあわせて、効果的に耐震化を進める必要があります。
- 安全な水を供給するため、水源環境の保全に努めるとともに、環境に配慮した事業運営を進めることが求められています。また、水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を継続し、水質検査結果の精度と信頼性を確保する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「水道事業の再構築計画」及び「10ヵ年施設整備計画」に基づき、施設整備及び老朽配水管の更新を、「かわさき資産マネジメントプラン」の考え方もとり入れながら、計画的に推進します。
- 漏水の主な原因となっている老朽給水管の更新を計画的に実施します。
- 災害対策用貯水槽の計画的な設置及び全市立中学校を含む応急給水拠点の整備を完了するとともに、水道施設の耐震化を推進します。
- 神奈川県や他の自治体と協力し、水源環境の保全を図ります。また、水道GLPの認定を継続します。さらに、水源から給水栓に至る

長沢浄水場再構築計画完成予想図
(イメージ図)

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
水道施設整備事業 安全安定給水の確保のため、給水能力の見直しに伴う施設整備と老朽施設や配水管の更新を計画的に実施します。	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備 ①長沢浄水場 第1期工事 (沈でん池、ろ過池、配水池、長沢浄水場場外連絡管更新) ②生田浄水場 細山高区送水ポンプ設備更新工事継続 ●「10ヵ年施設整備計画」に基づく老朽配水管(口径350mm以下)の更新	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備 ①長沢浄水場 第1期工事 (沈でん池、ろ過池、配水池、長沢浄水場場外連絡管、生田送水ポンプ設備更新) ②生田浄水場 細山高区送水ポンプ設備更新工事 ③潮見台・生田配水池送水管新設 ●「10ヵ年施設整備計画」に基づく老朽配水管(口径350mm以下)の更新	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備 ②生田浄水場 配水池更新工事着手	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備 ①長沢浄水場 第2期工事着手 (沈でん池、ろ過池更新、活性炭接触池新設)	事業推進

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
水道事業の危機管理対策 災害対策要領等の整備・改定や情報連絡訓練等防災訓練の実施により、危機管理対策の強化を図ります。	●災害対策要領、渇水、寒波、電力危機、水質事故など各マニュアルの点検 ●情報連絡訓練等防災訓練の実施 ●応急給水資器材、給水袋等の災害用資器材の点検	●災害対策要領、渇水、寒波、電力危機、水質事故など各マニュアルの点検 ●情報連絡訓練等防災訓練の実施 ●応急給水資器材、給水袋等の災害用資器材の点検			事業推進
水道施設地震対策事業 地震発生時の安定給水を確保するために、災害対策用貯水槽及び応急給水拠点の整備を進めます。	●「10ヵ年施設整備計画」に基づく耐震化の推進 ①災害対策用貯水槽2基設置(市民1人あたり貯水容量1.9%) ②全市立中学校を含む応急給水拠点の整備 ③基幹構造物、水道管路などの耐震化の推進	●「10ヵ年施設整備計画」に基づく耐震化の推進 ①災害対策用貯水槽2基設置(市民1人あたり貯水容量2.0%) ②全市立中学校を含む応急給水拠点の整備 ③基幹構造物、水道管路などの耐震化の推進	●「10ヵ年施設整備計画」に基づく耐震化の推進 ①災害対策用貯水槽1基設置(市民1人あたり貯水容量2.1%)全31基の設置完了 ②全市立中学校を含む応急給水拠点(全138か所)の整備完了		事業推進
老朽給水管対策事業 計画的に老朽給水管の解消を図り、安定的な水の供給を確保します。	●老朽給水管の取替え(約5,000件/年)	●老朽給水管の取替え(約5,000件/年)			事業推進
水源環境保全事業 水源環境の保全により、安定した水源を確保します。	●相模貯水池の流入土砂のしゅんせつ(15万m ³ /年) ●相模・津久井湖におけるエアレーション装置、表層流動化装置(津久井湖)、植物浄化施設(津久井湖)の運営	●相模貯水池の流入土砂のしゅんせつ(15万m ³ /年) ●相模・津久井湖におけるエアレーション装置、表層流動化装置(津久井湖)、植物浄化施設(津久井湖)の運営			事業推進
水質管理業務 安全で良質な水道水を供給するために、精度と信頼性の高い水質検査を行います。	●「水安全計画」の策定 ●水道GLPの認定の継続	●「水安全計画」の推進及び見直し ●水道GLPの認定の継続			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
上下水道事業の環境施策推進事務	「CCかわさき」に基づく市の取組との整合を図りながら、二酸化炭素削減などの観点から施設の更新を行い、環境に配慮した事業運営を進めます。	事業推進
漏水防止対策事業	漏水を防止し、水資源の有効活用と有収率・有効率の向上を図ります。	事業推進
給水装置工事関係事務	給水装置工事の設計審査・完成検査を行い、安定的な水の供給を確保します。	事業推進



災害対策用貯水槽のしくみ

② 上下水道利用者のサービスの向上

■現状と課題

- 上下水道利用者に対し経営情報や上下水道事業に関する情報を提供するとともに、利用者の意見を上下水道事業に反映する取組を進めることで、相互理解に基づく事業を推進する必要があります。
- 水道事業と下水道事業の組織統合を活かして、利用者に対する一層のサービス向上が求められています。
- 利用者のライフスタイルの多様化に対応した料金収納システムを充実させることが必要となっています。
- 良質な水を安定的に供給し、良好な下水道環境を形成するため、上下水道事業経営の主要財源である水道料金及び下水道使用料を受益者負担の原則に基づき、公平かつ確実に徴収する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「お客さまとの対話を大切にしたい飲み水づくり」をめざし、広報紙やホームページなどにより、経営情報や水質情報などの情報公開を積極的に進めるとともに、市民が自由に参加できるイベント及び施設見学会を実施することで、利用者との情報共有を図ります。
- アンケート調査などを行うことで、利用者のニーズを的確かつ迅速に把握し、利用者の声を施策に反映させ、業務改善につなげていく
- 「施策推進サイクル」の取組を推進します。
- 上下水道に関する問い合わせに対応する受付窓口を一元化し、利用者のサービスの向上を図るため、民間活力を導入した「(仮称)川崎市上下水道総合サービスセンター」の開設を検討します。
- 上下水道利用者のライフスタイルの多様化にあわせ、水道料金及び下水道使用料のクレジットカード収納を導入します。

■具体的な事業と事業内容・目標

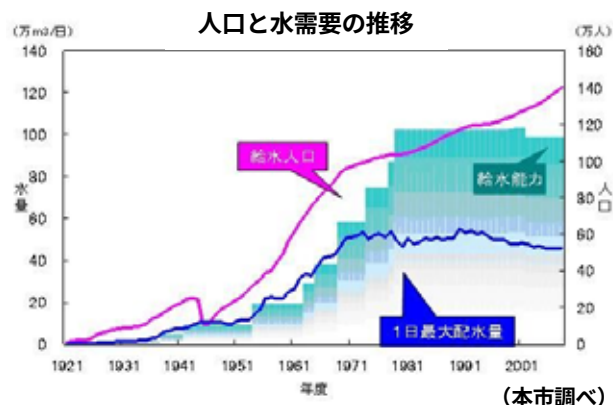
事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
広報広聴事業 広報広聴窓口として、安全安定給水の取組や水質に関する取組などを分かりやすく情報提供することによって市民の上下水道事業への理解を促します。	●局広報紙等を利用した上下水道事業の情報発信 ●上下水道事業のイベントの実施、施設見学会等の開催や区民祭への参加 ●下水道出前教室の実施 ●小・中学生作品コンクールの実施 ●生田の天然水恵水による飲料水の備蓄促進 ●市民意識調査アンケート実施	●局広報紙等を利用した上下水道事業の情報発信 ●上下水道事業のイベントの実施、施設見学会等の開催や区民祭への参加 ●下水道の出前教室の実施 ●小・中学生作品コンクールの実施 ●生田の天然水恵水による飲料水の備蓄促進		●市民意識調査アンケート実施	事業推進 ●市民意識調査アンケートの実施(3年ごとに実施)
サービス推進事業 お客さまサービスに対する満足度を向上するため、お客さまを中心とした事業を推進します。	●(仮称)川崎市上下水道総合サービスセンターの検討 ●「施策推進サイクル」の充実に向けた取組の推進	●(仮称)川崎市上下水道総合サービスセンターの検討 ●「施策推進サイクル」の充実に向けた取組の推進	●水道料金等のクレジットカード収納の導入		事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
水道料金及び下水道使用料徴収管理事務	上下水道事業経営の主要財源である水道料金及び下水道使用料を受益者負担の原則に基づき、公平かつ確実に徴収します。	事業推進
工業用水道料金関係事務	主要財源である水道料金を適正に徴収するとともに、経営情報を使用者に提供しニーズを把握します。	事業推進

③ 水道事業の効率的な経営

■現状と課題

- 節水型社会への移行を背景に、本市の人口は増加しているものの水需要は長期的にはほぼ横ばいで推移するため、配水量に対して給水能力が過大となっています。
- 安定給水や環境への配慮などを踏まえた上で、将来の水需要にあわせ適正な事業規模にすることを目標とした「水道事業の中長期展望」を 2005 年度に策定しました。2010 年度には水道事業を取り巻く環境の変化を考慮し、事業の目標達成に向けた取組を推進するため、「水道事業の中長期展望」の改定を行いました。
- 「水道事業の再構築計画」では、適正規模の給水能力に見合った効率的な施設更新を進めるため、潮見台浄水場及び生田浄水場の廃止を行い、長沢浄水場へ機能を集約することにより、給水能力を縮小することとしています。
- 人口増加や経済発展などに伴う水資源の不足といった水にかかる世界的な問題の解決に向けて、自治体として継続的な取組を行うため、ビジネス的な視点を持った国際展開の推進が求められています。
- 施設や事業所の統廃合など組織機構・職員定数の見直しを進め、さらに効率的な経営に向けて取り組む必要があります。



■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 水需要に見合った給水能力にするため、「水道事業の再構築計画」に基づき、長沢浄水場の整備を引き続き行います。また、神奈川県内水道事業検討委員会の審議結果を踏まえ、水道施設の共通化・広域化等の検討を行うことで、効率的な施設運営を図ります。
- 将来の水需要にあわせ適正な事業規模にするため、2012 年度に潮見台浄水場を廃止します。また、2016 年度に廃止する予定の生田浄水場については、工業用水専用の浄水場として効率的な更新を進めます。あわせて、浄水機能廃止後の跡地利用についての検討も進めます。
- 人材育成やビジネス的な視点を持った国際展開を推進するため、水分野における各種国際貢献プロジェクトへの専門家派遣及び研修員の受入れを継続し、本市の経験及び技術を海外に移転することで、国際貢献に寄与する取組を推進します。
- 事業規模の適正化や組織機構の見直し等により、維持管理費や人件費等を削減し、水道事業の効率的かつ効果的な経営を行います。
- 再構築計画の進捗や事業環境の変化などを踏まえ、「水道事業の中長期展望」及び「水道事業の再構築計画」の改定を行います。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
水道事業の給水能力の見直し 将来の需要に見合った事業規模に再構築し、効率的な経営を行うことで健全な事業運営を維持します。また、生田浄水場廃止後の跡地利用について検討します。	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備の推進(長沢浄水場:第1期工事) ●生田浄水場廃止後の跡地利用の検討 ●経営健全化に向けた取組の推進 ①組織機構の見直し ②執行体制の効率化 ●広域連携の検討と取組の推進 ●「水道事業の中長期展望」及び「水道事業の再構築計画」の改定	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備の推進(長沢浄水場:第1期工事) ●生田浄水場廃止後の跡地利用の基本方針策定 ●経営健全化に向けた取組の推進 ①組織機構の見直し ②執行体制の効率化 ●広域連携の検討と取組の推進	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備の推進(長沢浄水場:第1期工事完了) ●生田浄水場廃止後の跡地利用の基本計画策定 ●潮見台浄水場の廃止	●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備の推進(長沢浄水場:第1期施設運用開始、第2期工事着手) ●生田浄水場廃止後の跡地利用の基本計画に基づく取組の推進	事業推進
国際関係事業 水環境の改善など、水にかかる世界的な問題の解決に向けて、自治体として貢献するため、水道・工業用水道・下水道事業においてビジネス的な視点を含めた国際展開を推進します。	●オーストラリア・クイーンズランド州における「省水型・環境調和型水循環プロジェクト」への協力 ●オーストラリア・西オーストラリア州における「水資源海上輸送プロジェクト」の推進 ●国、自治体、民間企業との連携、情報共有などの推進 ●水分野における専門家派遣等による国際貢献の推進	●オーストラリア・クイーンズランド州における「省水型・環境調和型水循環プロジェクト」への協力 ●オーストラリア・西オーストラリア州における「水資源海上輸送プロジェクト」の推進 ●国、自治体、民間企業との連携、情報共有などの推進 ●水分野における専門家派遣等による国際貢献の推進			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
情報管理システム整備事業	水道事業の効率的な経営を確保するため、各システムの安定的かつ効率的な運用を図ります。	事業推進



生田浄水場

【基本施策 Ⅰ－５－(2)】良好な下水道環境の形成

① 下水道施設の整備と適切な維持管理

■現状と課題

- 下水道の処理人口普及率は 2009 年度末で 99.3%にまで達しておりますが、下水道事業は 1931 年からスタートしているため、管きょ、水処理センター、ポンプ場などの施設の老朽化が進んでいる状況にあります。
- 市民の安全で快適な暮らしを守るためにも、地震や集中豪雨といった災害などに対応できる計画的な施設の再整備・再構築が急務となっています。
- 下水道は市民生活を支える重要な施設であることから、施設の長寿命化を視野に入れ機能

を健全に保つための計画的な維持管理を行うとともに、管きょ施設の再整備や水処理センター・ポンプ場施設の再構築を継続的に実施することが課題となっています。

- 東京湾の水質改善をめざし、高度処理を 2024 年までに、合流式下水道の改善を 2023 年までに完了させることが、法令などで定められているため、東京湾流域の関係自治体が連携して、計画的に取り組んでいく必要があります。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 安全で快適に暮らすまちづくりを進めるため、地震対策や浸水対策などの施策について、優先順位や重点化などを考慮して計画的に事業を推進します。
- 浸水対策に加え、合流式下水道の改善機能などを有する多機能貯留管である、大師河原貯留管の整備を推進します。
- 水処理センターやポンプ場等の施設において

は、高度処理や合流式下水道の改善などを考慮した施設整備・再構築を推進するとともに、「かわさき資産マネジメントプラン」の考え方もとり入れながら、効率的な維持管理と適切な運営を進めます。

- 新たな下水道技術の開発に取り組み、地球温暖化対策や省エネルギー対策などを進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
管きょ施設維持管理事業 長寿命化を視野に入れた適切な管きょ施設の維持管理により機能障害と事故を防ぎ快適な市民生活を確保します。	●下水道管きょ施設の効率的な維持管理の推進 ●計画的な管きょ清掃及び点検の実施 ●管きょ緊急補修の実施	●下水道管きょ施設の効率的な維持管理 ●計画的な管きょ清掃及び点検の実施 ●管きょ緊急補修の実施			事業推進
管きょ施設の整備・再整備事業 管きょ施設の耐震化、汚水の未整備区域の解消、合流式下水道の改善や浸水地区の雨水管整備などを進めます。また、標準耐用年数を経過した管きょ施設などを健全な状態に再生することで、事故を未然に防止し、良好な下水道サービスを提供します。	●管きょ施設(汚水・雨水)の整備 ①汚水未整備区域の解消 ②浸水地区の雨水管整備 ●地震対策(管きょ施設の耐震化)の推進 ●入江崎処理区の下水道管きょ再整備 ●大師河原貯留管の整備	●管きょ施設(汚水・雨水)の整備 ①汚水未整備区域の解消 ②浸水地区の雨水管整備 ●地震対策(管きょ施設の耐震化)の推進 ●下水道管きょ施設の適正な再整備 ●大師河原貯留管の整備			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
下水道施設の管理運営事業 安全で快適なまちづくりのために効率的かつ安定した下水道施設の管理・運営を進めます。	●ポンプ場における業務委託の段階的な導入と効率的な管理体制の構築(加瀬処理区ポンプ場における業務委託の導入、検証) ●効率的な維持管理と適切な運営(「下水道長寿命化計画」の策定)	●ポンプ場における業務委託の段階的な導入と効率的な管理体制の構築(加瀬処理区ポンプ場における業務委託の導入、検証) ●効率的な維持管理と適切な運営(「下水道長寿命化計画」の策定)		●効率的な維持管理と適切な運営(「下水道長寿命化計画」に基づく維持管理の推進)	事業推進
水処理センター・ポンプ場施設の維持・修繕事業 水処理センター・スラッジセンター・ポンプ場の予防保全を考慮した適切な維持・修繕により施設や設備の長寿命化を図るとともに、安定した施設機能を確認します。	●水処理センター・ポンプ場等の整備・修繕事業 ●水処理センター・ポンプ場の適正な維持管理	●水処理センター・ポンプ場等の整備・修繕事業 ●水処理センター・ポンプ場の適正な維持管理			事業推進
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業 衛生的で快適な生活環境を持続し良好な水辺環境を創出するために水処理センター・スラッジセンター・ポンプ場の高度処理・地震対策・設備更新等を推進します。	●地震対策の推進 ●再構築の推進 ●高度処理事業の推進 ①入江崎水処理センター(西系再構築Ⅰ期事業完了) ●合流式下水道の改善の推進(大師河原貯留管送水ポンプ棟設計)	●地震対策の推進(水処理センター、ポンプ場など) ●再構築の推進(渡田ポンプ場など) ●高度処理事業の推進 ①入江崎水処理センター(西系再構築Ⅱ期事業着手・沈砂池管理棟整備着手) ●合流式下水道の改善の推進(大師河原貯留管送水ポンプ棟整備着手)	●高度処理事業の推進 ①入江崎水処理センター(西系再構築Ⅱ期事業推進・沈砂池管理棟整備) ②等々力水処理センターの基本設計 ●合流式下水道の改善の推進(大師河原貯留管送水ポンプ棟整備)	●高度処理事業の推進 ②等々力水処理センターの実施設計	事業推進
下水道水質管理・事業場指導業務 汚水を排除する事業場等への指導により有害物質等の下水道への排出量の削減を図るとともに、適切な水処理センターの水質管理を行い、安定的な放流水の水質を確保します。	●下水道水質管理及び事業場指導の実施	●有害物質等の下水道への排出量削減のための指導・啓発 ①汚水を排除する事業場等の立入調査 ②事業場排水の水質検査 ●既存処理施設における放流水中の窒素・りん削減等の水質管理に係る調査・検討(下水道工程の水質分析)			事業推進
下水道事業の危機管理対策 災害対策要領及びマニュアル等の整備や全国規模の情報連絡訓練等の実施により、危機管理対策の強化を図ります。	●要領、マニュアル、庁内連絡体制等の整備の推進 ●全国規模の情報連絡訓練の実施	●要領、マニュアル、庁内連絡体制等の整備の推進 ●全国規模の情報連絡訓練の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
下水道計画業務(再掲) 安全で快適なまちづくりや持続的発展が可能な下水道整備等を推進するため、効率的、効果的な計画を策定し、実施します。	●下水道に関する基本計画の策定・改定並びに下水道事業の運営	●下水道事業の効率的かつ効果的な推進に向けた計画の立案・執行管理			事業推進
下水道技術開発業務(再掲) 下水道事業を効率的かつ効果的に推進するための課題解決に向け、高度処理、合流改善、地球温暖化対策、浸水対策などについて既存施設を最大限活用した技術開発を進めます。	●下水道技術に関する調査研究 ①地球温暖化対策技術及び省エネルギー対策技術 ②資源・エネルギーの有効利用技術 ③高度処理技術 ④合流式下水道の改善技術 ⑤新しい下水道技術	●下水道技術に関する調査研究 ①地球温暖化対策技術及び省エネルギー対策技術 ②資源・エネルギーの有効利用技術 ③既存施設を活用した高度処理技術 ④雨水対策施設 ⑤下水道における新技術の適用性			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
上下水道事業の環境施策推進事務(再掲)	「CCかわさき」に基づく市の取組との整合を図りながら、二酸化炭素削減などの観点から施設の更新を行い、環境に配慮した事業運営を進めます。	事業推進
下水道施設の建築構造物維持管理業務	安定した下水道サービスの提供に向け、下水道施設の建築構造物について、適切な維持・修繕を行い、業務の安全性向上と建築物の長寿命化を図ります。	事業推進
水処理センター・ポンプ場施設の廃棄物処分業務	施設の安定した運転管理に向け、水処理センター・ポンプ場施設から発生する、下水道廃棄物(しよ・沈砂・洗砂)の処分を適切に行います。	事業推進



② 公共用水域の水質改善（再掲）

■現状と課題

- 下水道整備の進捗に伴い、市内河川の水質は改善が進みましたが、閉鎖性水域である東京湾では依然として富栄養化による赤潮や青潮の発生がみられることから、その原因となる窒素・りんを除去できる高度処理施設の整備を推進し、公共用水域の水質を改善することが課題となっています。
- 汚水と雨水を同じ管きよで排除する合流式下水道では、雨天時に汚れた水が放流されることが水質汚濁の一因となっていることから、合流式下水道の改善対策が課題となっています。
- 市内の工場排水を含む汚水のほとんどが水処理センターに流入していることから、その放流水質が公共用水域へ与える影響は大きく、水処理センターの適正な水質管理と、事業場等の指導により、流入する有害物質等を削減していくことが、より重要になっています。
- 施設更新を考慮した効率的かつ効果的な高度処理計画を策定し、整備を推進する必要があります。
- 高度処理の導入にあたっては、効率的に整備を進めるために、既存施設を最大限に有効活用する技術開発が必要です。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、効率的かつ効果的な高度処理導入のための計画を策定し、実施します。
- 良好な水環境を創造するため入江崎水処理センター及び等々力水処理センターの高度処理を推進します。
- 合流式下水道の改善を目的の一つとした大師河原貯留管の整備を推進します。
- 下水処理工程の水質分析や、汚水を排除する事業場等の立入調査、排除水の水質検査、監視及び除害施設の適正管理等の指導を行います。
- 窒素・りんの除去を目的とした新たな高度処理法の技術開発を行います。

■具体的な事業と事業内容・目標 ⇒ Ⅳ－２－（１）－⑤〔P334〕

③ 下水道事業の効率的な運営

■現状と課題

●都市基盤の重点課題として下水道の普及促進を積極的に推進した結果、2009年度末の処理人口普及率は99.3%に達しましたが、景気の低迷や節水型衛生機器の普及などによる下水道使用料の減収などの影響により、下水

道事業の財政状況は依然として厳しい状況にあり、一層の経営の効率化に取り組む必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

●下水道事業経営の健全化を図るため、適正な職員配置、業務の民間委託化等を推進し、経費を抑制します。
●市民が安全で快適な生活を実感できるまちづくりを推進するとともに、下水道事業を効率的かつ効果的に進めるため、地震対策、下水道施設の再整備・再構築、高度処理、合流改善、浸水対策等については、緊急性・重要性・投資効果の高い事業を優先的に実施し、事業

費の抑制を図ります。

●施策を効率的かつ効果的に推進するために新技術の開発を進めます。

●下水道事業の経営健全化を目的として、2014年度以降の次期「中期経営計画」を策定し、経営の効率化に向けたさまざまな取組を進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
下水道事業の経営調査事務 中期経営計画に基づく、下水道事業の経営健全化に向けた取組を推進します。	●「中期経営計画(2011～2013年度)」の策定	●「中期経営計画(2011～2013年度)」に基づく下水道事業の効率的な運営		●次期「中期経営計画」の策定	事業推進
下水道計画業務 安全で快適なまちづくりや持続的発展が可能な下水道整備等を推進するため、効率的、効果的な計画を策定し、実施します。	●下水道に関する基本計画の策定・改定並びに下水道事業の運営	●下水道事業の効率的かつ効果的な推進に向けた計画の立案・執行管理			事業推進
下水道技術開発業務 下水道事業を効率的かつ効果的に推進するための課題解決に向け、高度処理、合流改善、地球温暖化対策、浸水対策などについて既存施設を最大限活用した技術開発を進めます。	●下水道技術に関する調査研究 ①地球温暖化対策技術及び省エネルギー対策技術 ②資源・エネルギーの有効利用技術 ③高度処理技術 ④合流式下水道の改善技術 ⑤新しい下水道技術	●下水道技術に関する調査研究 ①地球温暖化対策技術及び省エネルギー対策技術 ②資源・エネルギーの有効利用技術 ③既存施設を活用した高度処理技術 ④雨水対策施設 ⑤下水道における新技術の適用性			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
入江崎余熱利用プール運営事業	市民の福祉と健康の増進に寄与する施設として汚泥の焼却に伴う余熱を利用した温水プールのサービスの向上を図るとともに、効率的な運営を推進します。	事業推進
下水道普及促進業務	広報や下水道利用促進員による戸別訪問等により下水道の普及促進活動を実施し、未水洗化家屋の解消を図ります。	事業推進
情報管理システム整備事業(再掲)	下水道事業の効率的な経営を確保するために、各システムの安定的かつ効率的な運用を図ります。	事業推進
国際関係事業(再掲)	水環境の改善など、水にかかる世界的な問題の解決に向けて、自治体として貢献するため、水道・工業用水道・下水道事業においてビジネス的な視点を含めた国際展開を推進します。	事業推進
広報広聴事業(再掲)	広報広聴窓口として、安全安定給水の取組や水質に関する取組などを分かりやすく情報提供することによって市民の上下水道事業への理解を促します。	事業推進
水道料金及び下水道使用料徴収管理事務(再掲)	上下水道事業経営の主要財源である水道料金及び下水道使用料を受益者負担の原則に基づき、公平かつ確実に徴収します。	事業推進

